

福生市郷土資料室

研究紀要

第 3 号

令和 6 年 11 月

福生市郷土資料室

福生市郷土資料室研究紀要

<第 3 号>

福生市郷土資料室

目 次

- 《講演録》 教科書とジェンダー
—福生市郷土資料室企画展「教科書で読み解く社会」関連講座—
.....宮下 美砂子... 1
- 《資料紹介》 行政資料から見る明治期の福生の公教育
—教育行政資料の細目録化作業を通して—
.....田中 愛誠、佐藤 志保... 16
- 《実践報告》 福生市郷土資料室リニューアルオープン覚書.....青海 伸一... 27

教科書とジェンダー

— 福生市郷土資料室企画展「教科書で読み解く社会」関連講座 —

宮下美砂子

Textbooks and Gender :
Related Lecture at the Fussa City Local History Museum Special Exhibition
“Understanding Society Through Textbooks”

MIYASHITA, Misako

キーワード：教科書、ジェンダー、学校教育、性別役割、性規範

はじめに

本稿は、福生市郷土資料室で開催された企画展「教科書で読み解く社会」（2022（令和4）年2月12日～3月31日）の関連講座「教科書とジェンダー」の内容をもとにした記録である。同展は、教科書に表象された社会精神やジェンダー観に迫ることを目的に、同資料室に収蔵された教科書の内容を網羅的に見直すことで、教育現場で実際に教えられてきたジェンダーについて、市民が身近な問題として認識できる取り組みであった。

講座では、同展に展示され教科書をもとに、その他関連する同時代の資料も補いつつ、ジェンダーの視点から教科書に内在する問題や今後のあり方について参加者と共に考えることを試みた。

1 教科書をジェンダーの視点から読み解く必要性

近年では、「ジェンダー」という言葉は常識となりつつあるが、改めてその意味を問うと正確に答えられなかったり、LGBTの概念と混同していたりする場合が散見される。念のため、ジェンダーという概念について、簡単に説明しておきたい。ジェンダーは、性器や染色体、体つきといった身体的な性差ではなく、社会や文化によって創り出された性差を意味し、「男らしさ」「女らしさ」とも言い換えられる概念である。性によって課せられる役割や規範などの差異としても捉えられ、そうした役割のことをジェンダーロールと言っている。

ジェンダーの概念がもたらした大きなインパクトとして、「男らしい」／「女らしい」と信じられていたことは、実際には生来のものではなく、社会・人間が創り出したステレオタイプに過ぎず、変更可能であると示したことが挙げられる。

ただし、このジェンダースtereotypeは今現在においても根強く温存されている。特に、教育現場でのステレオタイプの押し付けは、個人の自由な選択や能力の発揮を阻害し、潜在している豊かな可能性を狭め、子どもたちを小さな枠に押し込めてしまう場合がある。ひいては、社会や文化の停滞

にもつながるといことも問題視されている。例えば、GGGI(グローバルジェンダーギャップ指数)という、社会の男女平等性が保たれているかを複数の観点から評価し、各国をランク付けした指標があるが、日本はここ数年120位前後にランク付けされており、下から数えた方は早いという惨憺たる現状が続いている⁽¹⁾。その一因として、教科書によって子ども時代に「刷り込まれる」ジェンダー非対称な価値観や行動規範が指摘できるのではないだろうか。なぜなら教科書は、知識や技術を教授するだけでなく、成長過程のなかで子どもたちが獲得する価値観に多大な影響を及ぼし、その子どもたちが大人になった際には、家庭教育の場面で次世代にその価値観を継承するという連綿と続く影響力を持つからだ。また、教科書は学校教育で使用されるようになった当初から、社会情勢を反映した内容で作成され、公的な検定を経て子どもたちに手渡されている。つまり、教科書は国家や社会にとって「必要」かつ「有用」と認められることを、絶対的な「正解」として次世代に教える強力なツールとして機能する。教科書は現在の社会のあり方に多大な影響を及ぼしつつ、社会の情勢を映し出すという「合わせ鏡」のような存在だといえる。

その一例として、2000年代初頭にはジェンダー・バックラッシュが起きたことで、教育現場におけるジェンダー平等性は「後退」と言わざるを得ない状況になった。教科書検定にもジェンダーフリー教育に対する誤認が大きな影を落とした。こうした方向性に危機感を持った浅井春夫らによって、男女の役割分担を旧来のあり方へと引き戻そうとする教育内容や、バッシング派が隆盛する社会的背景が批判的に検証された⁽²⁾。

また、近年では歴史教科書におけるジェンダー視点の欠落や、男性中心の歴史観での叙述が問題視されている。歴史教科書には、女性の登場が極端に少なく、長野ひろ子や姫岡とし子、久留島典子をはじめとする歴史学研究者によって、日本の高校世界史および日本史の教科書に、これまでのジェンダー史研究の成果が十分に反映されていないという問題提起がなされた⁽³⁾。これらの研究では、欧米に比較して日本の歴史教科書には女性関連の記述が少ないことや、家父長制の台頭以降、時代が下がるにつれて次第に女性が社会から排除され、地位が低下していく歴史的プロセスが示されていないことなどが明らかにされた。従来の日本の歴史教科書では、女性の歴史が特殊なジャンルかのように囲い込まれ、生徒のなかにジェンダーやフェミニズムの重要性が認識されにくい状況を招いていることが危惧されている。

先行研究をまとめると、教科書は長年にわたって既存の男女の役割を固定化し、社会にとって都合の良いジェンダー非対称な構造を強化してきたといえる。

次からは、展示資料を中心に実際の教科書の内容を時代順に追い、そこに表象されたジェンダーのあり方や変容を考察する。

2 時代ごとの教科書をジェンダーから読み解く

2-1 江戸時代末期

現代の学校教育に直接つながるような基礎が築かれたのは明治時代であるが、すでに江戸時代末期には、庶民が学ぶための教育施設である寺子屋が広く普及していた。江戸期は、幕府を頂点とする封建制度のもとで、教育の場面にも厳然たる身分の格差があった。武家の子どもたちが通う藩校での教科書には『四書五経』などが使用され、儒教の教えが重視された。藩校での教育は男子に限定されていたが、庶民を対象とする寺子屋では、女子も学ぶことが可能であった。寺子屋では、『庭訓往来』をはじめとする「往来物」を教科書として学ぶことが通常であったが、女子に対しては、『女大学』とい

った女子用の教科書が使用されていた。『女大学』の成立については、貝原益軒の『和俗童子訓』(1710(宝永7年)の「教女子法」の部分を簡略化し、女訓書として出版したものが始まりとみられ、江戸中期から明治期にかけてさまざまなバリエーションが普及した⁽⁴⁾。

展覧会でも展示された資料『女大学』(貝原益軒『女大学』, 1802年, 福生市郷土資料室蔵)は、以下のような書き出しとなっている。

「夫女子は、成長して他人の家へ行き、舅姑に仕るものなれば、男子よりも、親のをしへゆるかせにすべからず」

現代語では「女子は他人の家に嫁ぎ、舅姑に仕えるものなので、男子よりも親のしつけを甘くしてはいけない」という意味となる。この冒頭部分にも示されるように、『女大学』には当時支配的であった「三従四徳」という、女性は父・夫・子に従い(三従)、従順さ、慎み深い言葉、適切な身なり、裁縫や調理など女性の仕事(四徳)を身に付けるべきとする、儒教的な女性観が色濃く反映されていた。

寺子屋が普及する以前の江戸時代の前期までは、庶民の生活における性別役割は近代のように明確ではなかった。女性だけでなく子どもも農作業や家業に従事し、家族が一丸となって労働しなくては、日々の生活は営めなかった⁽⁵⁾。しかし、寺子屋が普及した江戸時代末期になると、武士社会の儒教的考えが庶民の上層部にも浸透し始め、家のトップである家長の男性が家庭内での采配において絶大な権限を持つようになる一方、嫁となる女性は家督存続のための子を産み、家長や舅姑に奉仕する存在とみなされた⁽⁶⁾。近現代になると女性役割として認識されるようになった「子の教育」も、この時代は家長の重要な役割であった⁽⁷⁾。したがって、基本的には女子に学問は不要と考えられており、『女大学』の教えは学問ではなく女性が身に付けるべき「たしなみ」「教訓」「礼儀作法」に特化されていた。そして、『女大学』に示された儒教的な女性観や女性規範は、近代以降の女子教育にも根強く継承された。

一方、広く寺子屋で使用された「往来物」には、子どもたちの継ぐ家業に合わせて『百姓往来』、『商売往来』などといったバリエーション⁽⁸⁾が存在し、農業や商売に必要な情報が教授された。家業や家督の相続者とみなされる男子の教育には、実用的で具体的な知識の習得が目指されていたことが分かる。社会におけるジェンダーの差異を反映し、男子と女子が別の教科書を使用するという教育方法は、戦後にいたるまで長く引き継がれていく。

2-2 明治時代

開国以降、近代国民国家の樹立が急務となった日本では、欧米諸国に倣った教育制度が整備された。1872(明治5)年に学制が制定され、小学校の就学率は徐々に上昇する。ただし、1887年の就学率をみると男子が平均60%に対し、女子は28%と男女間での大きな開きがあった⁽⁹⁾。授業料負担の下での就学は男子が優先されやすく、恒常的な家事労働を担うのは女子であったこと、当時の女子の必修技能であった裁縫、家政等を欠いた新しい学校教育は、日常生活とはかけ離れたものであったことが女子の就学を妨げたと考えられている⁽¹⁰⁾。さらには、そもそも女子に教育は不要という意見や、教育はむしろ女性に不幸をもたらすという旧来の女子教育観が根強かったことも男女の就学率の格差に影響を及ぼしていた⁽¹¹⁾。

教科書の内容にも、男子を優位とする考え方が色濃く表れている。展示された教科書から、1873年

に文部省が編纂した国語教科書『小学讀本』巻一(福生市郷土資料室蔵)をみてみたい。本書の成立には諸説あるが、男女共用の教科書として作られており、全四巻中の一、二巻は、アメリカの教科書「ウィルソン・リーダー」を田中義廉が翻訳したものとなっている⁽¹²⁾。明治初期は、教科書制作における模索の時期であり、欧米の教科書を抄訳編集したものが多数使用されていた。この翻訳教科書の一部には、原典にはないような男子を優位に扱う非対称性が加味されている。

例えば、(図 1)に示した見開きページでは、右側に男子に推奨される遊び、左側に女子に推奨される遊びが挿絵入りで解説されている。男子の遊びについては、以下のように記述される。

「遊歩場に出でゝ男子の、遊び戯るゝことは、種々なれども、総て、危き遊びを、なすべからず、輪を廻はし、又は、凧を揚げ、又は、球を投ぐるなどを、宜しとす、相集りて、遊ぶときは、自分も楽しみ、朋友をも、楽しむべし」

男子に対しては危険な遊び以外では、仲間を伴い、様々な遊具を使った活動的な遊びを「楽しむ」ことが推奨されている。その一方で、女子の遊びについては以下のように記述される。

「女子の遊びは男子と異なりて、駆け走るなどの遊びを、なすべからず、朋友と、連れ合うて遊ぶときは、睦しく親みて、何事も、物和かに、なすべし」

女子は男子とは異なり、走り回るようなことはしてはならず、友人と静かに仲良く遊ぶようにと戒められている。男子の遊びの説明で使用されている「楽しむ」という言葉は、女子の記述には皆無である。

また、この頁に挿入されている挿絵にも男女の扱いに大きな差異が認められる。左側の男子の遊びを描いた挿絵(図 2)では、凧や輪、ボールといった文章中に登場する複数の遊具を活用し、当時庶民にはまだ浸透していなかった洋服を着た五人の男子が、奥行をもって躍動的に表現されている。女子の遊びを描いた挿絵(図 3)では、人数は二人に減少し、和服を着て羽子板で静かに遊ぶ姿が平面的に描かれている。右側の男子の挿絵と比較すると明らかに非活動的であり、前近代的な存在として表現されている。この部分に該当すると考えられる原典では、子どもたちは“Boys and Girls”と記されており、特に男女の遊びを区別して教えるような記述にはなっていない⁽¹³⁾。挿絵も男女別に描かれてはおらず、一つの挿絵のなかに男女が遊ぶ姿が描かれている。

当時の日本では、先述したように西欧に倣った教育制度の近代化が喫緊の課題であった。しかし、上記の『小学讀本』における原典の改変箇所には、男女の教育内容や規範を欧米のものと同等にする事への抵抗が明確に見て取れる。

一方、近代国民国家の形成を急ぐ「開明派知識人」のなかで、子どもの教育は母親の役割だという「賢母論」が台頭し、その役割を担うことができる人材を育成する観点から、女子教育の必要性が提唱されるようになる⁽¹⁴⁾。男性が家の外での賃金労働を担い、女性が家に留まって家事や育児を全面的に担う夫婦のあり方を「近代的」なモデルとして理想化し、その理想を実現できる担い手を学校教育によって育成することで、欧米型の資本主義社会の確立が着実に進められていった。

また、「富国強兵」がスローガンとして掲げられるなか、男子に対しては欧米列強に対抗するための「徴兵制」を意識した軍隊式の教育と身体の強化・鍛錬が強化されていった。

1887年の国語教科書『尋常小学読本』(文部省)には、六人の男子が「兵隊遊び」をする姿が挿絵として描かれている(図4)。大将役の太郎を筆頭に、「此兵たいは、みなつよくてよく大しやうのがうれいとほりにすゝみます。」とある。軍の規律を遵守する強い兵隊像が、様々な教科の教科書を通して切れ目なく男子に刷り込まれていたことが分かる。この教科書の刊行の前年には、小学校低学年以外の男子生徒に対し、「兵式体操」という軍隊式の体操を学ぶことが義務付けられるようになった。それをうけ、「兵式体操」を解説した関連書も多数刊行されている。例えば、教員向けの『小学校兵式体操書』(可児徳著,大野書店,1902年)では、兵式体操を実施する第一の目的に「軍事思想の養成」があるとされ、体操を通して「兵役に服すべき義務あることを知らしむと同時に之に対する素地」が育まれると説明される。第二の目的に「精神訓練」が挙げられており、「秩序を守り、協同を尚び、困苦欠乏に耐ゆる習慣を養ひ、剛毅沈着にして国家を愛する精神」が、男子が身に付けるべき態度であり、心構えであることが示される。

1894年以降、小学校低学年を除き男女別学が原則となり、男子と女子の教育内容の違いは一層明確となっていく。その後も義務教育制度は幾度となく改正され、1912年には、義務教育就学率は男子98.5%、女子96.1%と男女差は僅差になった⁽¹⁵⁾。ただし、女子の就学率が上昇した要因は、授業料が無料になったことと、「裁縫」といった女子に必要とされる科目の導入にあったといえる。つまり、女子の教育とは基本的には家事の技術を習得できれば十分であり、高い授業料を払って学校に行く意味はないという前近代的な考え方は、社会のなかで依然として根強かった状況が指摘できる。

3 大正時代から戦中昭和期の教科書

3-1 大正時代

第一次世界大戦以降、欧米に対抗可能な力を備えた国家建設のためには、合理的かつ近代的な家庭の形成が必要という考えがさらに強まった。女性の家庭内の役割が社会、国家を支える重要な要素として広く認識されるようになる。家庭内の責任を全面的に担うことができる「良妻賢母」を育成するため、女子教育の拡充がはかられた。それに伴い、高等女学校への進学率が上昇し、明治期には5%未満だった進学率が1926(大正15)年には約15%へと拡大している⁽¹⁶⁾。加えてこの時期は、出版業界が活況を呈し、さまざまな女性向け雑誌が刊行されるようになった。これら雑誌は「専業主婦」という新しい身分を憧れのライフコースとして女性たちにイメージさせ、教科書に負けず劣らず女子を教化するという観点から「良妻賢母」像を広く流布した⁽¹⁷⁾。実際に大正期は都市化が進行し、「新中間層」という俸給生活者(サラリーマン)と専業主婦、子どもで構成される核家族世帯が増加し、性別役割分業の浸透が拡大した時代でもあった。

展示された資料から、大正期の女子用教科書『応用家事教科書上・下』(東京實文館,1925年,福生市郷土資料室蔵)をみてみよう。著者である大江スミ(1875-1948)は、明治から大正期に「家政学」を成立させた女子教育の第一人者であった。この教科書は高等女学校で使用され、家事・育児・介護・看護・礼儀作法など、主婦が担うべき役割が事細かに書かれている。『女大学』のような儒教的な女性観を引き継ぎつつも、この時代に求められた国家の基盤となる家庭の運営を任せられる女性の育成や、欧米型の家庭の中心的存在としての主婦のあり方が示される。

例えば、下巻の「第六章 第一部 我が国の家族制度」の単元の冒頭には、以下のような記述がみられる。

「家とは祖先の霊位を祭り、其の祭祀を行ふ所をいふ。祖先の霊位を代表し、其の子孫を保護監督するものを家長といひ、一家中、家長以外の一族を家族といふ。」

ここからは、前近代から続く家長を頂点とした儒教的な家族観が根強く継承されていたことがことが分かる。そのうえで、続く部分では以下のように記述される。

「家は即ち国家組織の基本にして、家庭は其の家を永遠に存続発展せしむる所以のものなり。」

先の記述とは異なり、ここには家庭と国家を直接的に結びつける新たな近代的価値観が確認できる。一方で、同じく下巻の「第六章 第三部 管理」には、夫婦のあり方について次のような興味深い内容が確認できる。

「家長及び主婦は、家庭の首脳なれば、協力一致して家事を経営するは当然なり。」

これは、現代にも通用するような「男女協働」を彷彿とさせる進歩的ともいえる記述である。しかし、この直後に続く文章では時代を先取りしたかのような論は一転し、単純な性別役割に回収されてしまう。

「されど家長は外に出でて活動するを常とするが故に、一家内部の管理は、専ら主婦の手腕に待たざるべからず。」

結局のところ、大正時代にはまだ新しい行動様式であった性別役割分業を掲げることが、当時の限界だったのであろう。とはいえ、明治・大正時代にかけて登場した近代的な家族観が普及する以前は、基本的に男性である家長が家庭内の一切の権限を握っており、女性は家長に従いサポート役に徹することしか許容されていなかった。そこから比較すると、家庭内での女性の権限は伸張したといえる。

こうした時代の流れを反映し、小学校の教科書にも女子の描写に変化がみられるようになる。展示された資料『尋常小学修身書』巻一(文部省, 1918年, 福生市郷土資料室蔵)の「ヨクマナビヨクアソベ」という項目では、女子と男子が教員を伴って校庭で遊ぶ姿が絵(図5)で示されている。ここでは、先述した明治期の教科書の挿絵(図1~3)のように、男女は別々に描かれていない。学校活動のなかで、低学年の女子が男子に混ざって共に遊ぶ図像が、教科書中で特に問題視されなくなっていることが分かる。また、「ゲンキヨクアレ」という項目では、男子五人と女子一人が野外で旗取り遊びをする絵(図6)が使用されている。ここでも、人数は非対称ながら女子が描かれるようになった点は大きな変化である。しかし、画面手前に描かれた女子像をよく観察すると、他の男子とは異なり旗に向かわず転倒した男子に駆け寄り、救助しようと手を差し伸べているように見える。競い合う男子と、そのサポートやケアの役割を担う女子という、社会における男女の役割がそのまま遊びに投影された図像といえよう。

同教科書の高学年向けの巻六「第二十一課 男子の務と女子の務」では、「男子も女子も人として国民として行ふべき道には違はありません。」とあり、「国民」という立場を男女に同じように適用する近代的な教えが確認できる。しかし、続く文章では先にみた『応用家事教科書』と全く同じように、

女子が「必要以上」に表に出ることを抑制するような論が以下のように展開される。

「男子と女子とは生まれながらにして身体も違い性質も違っています。それで見ても、その務めがおのづから違ふことは明らかであります。強いことは男子のもちまへです。国・社会・家を安全に保護していくやうなことは男子の務で、家庭に和樂を与へ、また子供を養育するやうなことは女子の務であります。」

それぞれの特性に基づき男子は社会における生産活動、女子は家庭内における再生産活動に従事することが「自然」なことであり、義務であるかのように子どもたちを誘導する。女子も「国民」として承認する一方、決して男子と「同等ではない」ことを明確に線引きし、生徒たちにもその意識を植え付ける記述となっている。

1924年には「婦人参政権獲得期成同盟」が結成されるなど、大正期は日本における「第一波フェミニズム」といえる時期であり、女性の人権拡張を求める機運が高まっていた。しかし、その運動は自らの人権や地位を獲得するという目的達成と引き換えに、女性たちが国家や社会から与えられた女性役割や、それに紐づけられた戦争協力を担う方向性へと絡めとられていく。

3-2 戦中の昭和期

1931(昭和6)年の満洲事変以降、15年間にわたり戦時下という状況が続き、国内ではあらゆる活動が統制され、国民生活は年々逼迫したものになった。女性たちには、「産めよ殖やせよ」というスローガンのもと、未来の兵士となる男子の多産が奨励された。一定年齢の健康な男性たちは戦地に召集されたため、労働に従事できる男性の数が国内で減少する。そのため、これまでは男性が担っていた労働を女性が担う必要が生じた。皮肉なことではあるが、戦争によって従来は女性が働くことが認められていなかった分野での社会進出が実現したという側面もあった。例えば、国策雑誌『写真週報』29号(内閣情報局, 1942年10月6日)の記事「こんな職場はむしろ女のほうがいいでせう」を見ると、翌年から施行されることになった「国内必勝勤労対策」で、男子の就業が禁止される販売店員、理髪店、車掌、出改札係などといった17種の職業が写真入りで説明されており、女性がその代わりに担うことが推奨されている。

女性の労働が社会を運営していくために必須となるなか、これまでにない表現が教科書にもみられるようになる。展示された資料から、初等科の3~6年生が使用していた『初等科修身』(文部省、1943年、第四巻のみ福生市郷土資料室蔵)をみてみよう。本教科書は第一巻から第四巻で構成され、戦時体制下での子どもが持つべき心構えが説かれている。そこに掲げられたジェンダー観には、現行の社会体制を維持するために歴史的な事実が無視された記述が確認できる。例えば第四巻の「二 私たちの家」の冒頭は以下のように記されている。

「私たちの家では、父は一家の長として仕事にはげみ、母は一家の主婦として父を助けて家事にあたり、ともに一家の繁栄をはかっています。父母の前は祖父母、祖父母の前は曾祖父母と、私たちの家は先祖の人々が代々守り続けて来たものであります。」

この箇所を読んだ子どもたちは、家父長制にもとづく性別役割分業が、日本の古来から続く正しい

家族の姿であると受け取るであろう。しかし、実際には性別役割分業は19世紀のイギリスで成立したものであり、先述したように国内で本格的に浸透しはじめたのは大正期であった。そもそも日本では、「主婦」という言葉自体が明治期以降に登場したものであり⁽¹⁸⁾、近代以前には存在しなかった身分である。そのような経緯には一切触れず、子どもたちに「正しい」ことを教えなくてはならない教科書が、事実とは異なる記述によって「あるべき家族像」を掲げていた。こうした誤った見解は今現在においても根強く見受けられるもので、正しい事実が伝えられてこなかった過去の教育が次世代に与えた影響ははかりしれない。

また、旧来の女性規範を戦時に即したものに書き換えるという事例もみられる。例えば同教科書の第一巻「三 日本の子ども」では、以下のように説かれる。

「私たちのおとうさん、にいさん、をぢさんなどが、みんな勇ましくたたかっています。戦場に出ない人も、みんな力をあはせ、心をつ一つにして、国をまもらなければならない時です。（中略）心を正しくし、美しくし、よく考へ、よく工夫し、からだを強くきたへることが、みんなべんきょうです。」

文章にある通り、この頁の写真では女子と男子が体を鍛錬する写真が掲載されているが、特に女子が運動着で体操をする姿(図7)は、(図3)でみた明治期の教科書に描かれた女子像と比較して、隔世の感があるほどの変化がみられる。明治期には、おとなしく淑やかにしていることが女子の遵守すべき重要な規範として教示されていた。しかし、戦時の教科書において女子の目指すべき理想像には、「強く逞しく」あることが打ち出されるようになった。腕や脚を堂々と露わにし、きびきびと体操に励む姿はこれまでとは明らかに異なる女子像である。戦時という非常事態において、一人でも多く未来の兵士を産むこと、男性に代わる労働を担うこと、万が一の内地決戦にも耐え得るような強く健康な身体をつくること、目指すべき女子の理想像として教科書中で推奨されるようになったと分析できる。

では、高等女学校に進学した女子に対しては、同じ修身でどのような教科書が使用されていたのかみてみよう。『中等修身』(文部省, 1944年)では、戦時下のあるべき女性像が、先にみた初等科の教科書よりもさらに具体的に示されている。例えば、「十二 皇国の女子」の記述は以下のようになっている。

「戦争と女子の関係は、極めて深いものがあることが考へられます。女子は、わが父、わが夫を戦争に送るばかりでなく、その戦ふ弾丸や兵器を生産し、又、食糧や衣服の準備をし、更に敵機の来襲に備へて、わが家、わが郷土、わが国土を護らなければならないのです。」

ここでは、家族中の男性を快く戦地へと差し出したうえに、兵器製造など従来は男性分野であった労働にも従事し、さらには旧来からの女性役割である家事全般もそつなくこなし、国土防衛も怠らないという、総力戦体制下の国家にとってこのうえなく都合のよい女性像が提示されている。このような無理難題といえるジェンダー規範に女性たちを従わせるために、「女子は実は陰に隠れたりつばな戦士」、「女子の戦こそ寧ろ最後の勝敗を定める」(共に「十二 皇国の女子」より)など、自らの行動が国家の繁栄や戦争の勝利に貢献しているのだという自己効力感や、より積極的な戦争協力への邁進を促進するような巧妙なレトリックが所々に散りばめられている。

さらに周到な点として、非常時にあっても「女性らしさ」を忘れてはならず、決して男性を圧倒してはならないことが厳しく戒められるのだ。例えば「六 温雅貞淑」の以下の記述をみてみたい。

「男子は男らしく、女子は女らしくあつてこそ、家も斉ひ、國も栄えるのであります。男子は剛毅で勇敢、家を外に立ち働いて、國のため世のために尽すべきものであり、女子は温雅で貞淑内を治めて和を図り、みづから表面に立つよりは、人をして立たしめるようかくれた働きによって國に尽すべきものであります。」

「女子もまたあらゆる職場に赴き、男子と共に働いて前線将兵の敢闘にこたへ、以って大御心を安んじ奉らなければなりません。しかも皇国女子はいつこにあつても、古来の美風である温雅・貞淑の心を失はず、緊張した生活になごやかさを添へるよう努めることが大切です。」

男子は強く逞しく、社会に出て活躍すべきであるとする一方、女性は目立たず、黒子のように隠れたところで働き、さらには戦時下の極限生活のなかで「癒し」となるような存在であるべきという教えである。先の記述と併せてみると、女性は男性並みの労働を負担しつつ女性役割も担い、挙句の果てには常に一步下がった位置で男性を立て、自分の手柄や成果は隠すようにしなくてはならないという、この上なく理不尽で矛盾に満ちた要求といえる。ここには、非常事態に即し女性が社会進出した結果として、女性が男性の能力を凌駕し、地位が逆転してしまうことへの怖れが如実にみてとれる。

この後に続く戦後の状況を見ると、戦時に奨励された女性の労働は、非常時における男性の穴を埋めるだけの限定的かつ都合のよい「調節弁」のような女性活用であったことが分かる。

4 戦後の昭和期から現代の教科書

戦争の終結をうけ、GHQ 主導のもと日本の民主化が急がれた。新憲法では男女平等が定められ、男性優位の家制度は解体された。そして、1947(昭和22)年に「学制」が新たに制定される。新しい「学制」のもと男女の共学化が進められ、現状のような9年間の義務教育が定められた。

社会のなかでは、戦地にいた男性が国内へ続々と帰還した。これまで男性不在の空白を埋めるために労働に駆り出された女性たちは、社会から撤退し再び家庭に戻らなくてはならない状況となった。そして、高度成長期に向かって性別役割分業が加速的に広まり一般化する。専業主婦の数はピーク時の1970年代前半にかけて増大していった。

戦後の日本社会におけるジェンダーの非対称性が象徴的に表れた事例として、男女別に作られた技術・家庭科の教科書は看過できない問題を多分にはらんでいる。そもそも、男女平等でなくてはならない戦後の家庭科設置をめぐるのは、戦前の家族観やジェンダー観をひきずりつつ、経済成長を維持するための人材育成を優先するなかで混迷をきわめた。教育内容が改定されるたびに噴出したさまざまな問題は、現在も完全には解決しているとはいえない⁽¹⁹⁾。設置当初の家庭科は、文部省とCIE(民間情報教育局)との交渉を経て1947年に初等教育における男女共修の科目として発足し、中学校教育のなかでは実業科(農業・工業・商業・水産)のなかの一つに位置付けられた⁽²⁰⁾。実業科は1951年に職業・家庭科となったが、その教育内容に対してさまざまな問題が指摘され、1958年には技術・家庭科となる。その結果、技術科は男子向きの科目、家庭科は女子向きの科目として設定され、男女が別に学ぶカリキュラムとして再編されたのであった⁽²¹⁾。この決定は、名実ともに学校教育がジェンダー非

対称を積極的に後押しするものであった。1958年といえば、ちょうど高度成長の始まりの時期であるが、性別役割に基づく社会体制を維持するための次世代教育が、子どもたちの個々の適性や学習意欲を尊重することよりも重要視されたと指摘できる。すなわち、「経済戦争」という新たな戦争を勝ち抜くための教育へ後退したともいえよう。

では、実際の男女別の技術・家庭科の教科書を見てみよう。展示された資料『技術・家庭2(女子向き)』(図8)、『同(男子向き)2』(図9)(開隆堂,1978年,福生市立中央図書館蔵)は、表紙からして戦前のジェンダー観を踏襲していることが明確である。(図8)の女子向きの表紙は地色がピンクであり、ミシンの形状で型抜きされた中に食器類や果物、螺旋階段をメインとした装飾的な調度品、会食をしている人々の姿が細々と描かれる。この絵柄には、裁縫を中心とした家事全般、礼儀作法といった伝統的な女性役割がまんべんなく表現されていることが読み取れる。江戸時代の『女大学』を想起させるようなきわめて旧式な女性役割といえよう。

一方で(図9)の男子向きの教科書の表紙では地色は緑となっており、男女の教科書を並べると色彩によってジェンダーを規定する意図が明らかに見て取れる。女子向き教科書ではミシン型でなされていた型抜きは、男子向き教科書では機械の形状となっており、そのなかには電車や高速道路、ビルなどといった都市の様子が直線的に描かれている。女子向きの表紙では曲線が多用されており、線の形状までもが男女で意識的に描き分けられていることが分かる。男子向けの表紙の絵柄からは、生産活動によって広く社会で活躍すべきという男性規範が象徴的に表現されていると分析できる。これらの表紙から容易に想像できるものであるが、内容も女子向けは裁縫や料理、衛生といった家事全般と育児の知識や技術ついて、男子向けは工業や栽培に関する知識や技術について学習するものとなっており、当時の社会で理想的なモデルとして認識されていた性別役割をそのまま教授するものとなっている。

当然のことではあるが、技術・家庭を男女別で学ぶことは、戦後の教育改革の中心的柱である男女平等に逆行するという批判が相次ぎ、その見直しが長年にわたり議論された。1993(平成5)年度からは中学校教育における家庭科は、男女が共に学ばなくてはならない科目となり、1994年度には高等学校でも同様となった。終戦から50年近く経過し、ようやく教育の場で家庭役割を女子に限定しない方向性へと舵がきられた。この決定は、1985年に「女子に対するあらゆる差別の撤廃条約」の国内での批准(国連では1979年に採択)に向け、家庭科を女子に限定する女性差別を改善する必要に迫られたことによる⁽²²⁾。また、実社会の男女の役割が変化し、社会の実態と教育内容のずれが大きくなっていったことも、少なからず影響していたと考えられる。1980年代以降、共働き世帯が右肩上がりが増加し、専業主婦世帯は減少に転じていった⁽²³⁾。1991年には共働き世帯の数が専業主婦世帯を上まわり、現代において専業主婦世帯は少数派となっている⁽²⁴⁾。こうした状況をうけ、家庭役割を女子にだけ押し付け、男子を遠ざけることはすでに実態にそぐわない教育となっていたといえる。

展示資料では、男女共修が正式に定められる前に、技術・家庭科を男女の相互乗り入れて修めることが可能(1976年～)となっていた過渡期の『新しい技術・家庭 上・下』(東京書籍,1981年,福生市立中央図書館蔵)の表紙(図10)を見ることができる。先にみた男女別の教科書とは異なり、色彩や図柄によってジェンダーは規定されていない。家庭領域、技術領域を示す写真が均等に配分され、男子・女子のどちらかを限定しないような配慮がうかがえる。また、(図11)のように男女が協働して調理実習に取り組む姿が図版で示されるなど、内容も男女共修を意識したものになっている。展示資料としては扱われていないが、現時点(執筆時)で最新の2022(令和4)年度版の同教科書では、家庭分野・技

術分野で教科書は各一冊ずつとなっている。そのどちらも性別によって役割を固定することは徹底的に回避されており、調理、裁縫、清掃、育児、木材加工、栽培、プログラミングなど全ての単元において男女が協働して課題に取り組む姿が全面的に打ち出されている。

5 おわりに

福生市郷土資料室蔵書の教科書を紐解くことによって、教科書が社会にとって都合のよい女子像・男子像を理想として描いてきた歴史が改めて明確となった。戦前や戦中においては、富国強兵の達成や欧米列強に打ち勝つための、そして戦後は高度な経済成長を維持するためのジェンダー規範が「正解」として教えられた。そして、その「正解」は、特に女子において時代ごとの変化が著しいことが分かった。男子は一貫して国家・社会に有用なスキルを習得することが要求されていた一方で、女子は男性中心社会を維持するための「調節弁」かのように、身に付けるべき能力や遵守すべき規範は書き換えられていることが明らかとなった。

本稿で考察した過去の教科書は、そのほとんどが子どもたちの個々の違いを無視し、国力や生産性を高めるために、性による役割の固定化を促す内容であった。これは、子どもたちの自発的な学習意欲や、それぞれが希望するキャリア形成に応える教育とはかけ離れたものである。結果としては、「ワンオペ育児」や「過労死」といった家事・育児・労働にまつわるネガティブな状況を生み出し、国力を高めるどころか、反対に少子化や女性の社会進出の低迷といった日本社会の弱体化を逆に招いてしまったのではないだろうか。

近年では、特に性別役割の固定化が問題視されてきた技術・家庭科で、ジェンダー平等性を意識した教科書が作られるようになった。しかし、教科書全体をみわたすとその改善は未だ十分といえない。性の多様性が広く認識されるようになった今日においては、性的マイノリティへの配慮も不可欠である。それにもかかわらず、現行の家庭科や保健体育の教科書では、いまだに「男／女」という単純な二元論や異性愛主義を「正解」とする価値観・家族観が大前提となっている。性自認や性指向が形成される重要な時期に、教科書が多様な性のあり方を教えることは重要であり、偏見や差別を抑止するためにも必要な措置である。また、性教育についても、国際的にみて日本は完全に遅れをとっている。これは、子どもたちが将来性暴力の加害者・被害者にならないためにも、また不本意な妊娠・出産による女子のキャリア形成の阻害を防止する観点からも早急に改善する必要がある。

冒頭で挙げた GGGI の 2022(令和4)年時点のランキング⁽²⁵⁾では、教育分野での日本の順位は1位(146ヶ国中)となっており、国内の女子就学率や識字率は世界的みても高い水準にある。それにひきかえ、日本は特に経済・政治分野でそれぞれ121位・139位というきわめて低い順位に甘んじている。就学率は高くとも、教育内容がジェンダー不平等であり、社会に出たときに女性は能力を発揮できず、公正に評価もされないといった状況であれば、女子の学習意欲の低下は目に見えている。本稿の考察でも明らかにしたように、教科書の内容は現状の日本社会の問題と「合わせ鏡」かのように密接にリンクしてきた。大人たちが形成する社会を変革することで、教科書の内容も是正されるはずである。あらゆる子どもたちが性別によって役割を固定されることなく、自らの意志で未来を切り拓いていくという希望を持てるように、教科書と社会は相互に見直しを図り、最善のあり方を模索し続ける必要がある。

その一つの方策として、本稿のもととなった福生市郷土資料室の企画展「教科書から読み解く社会」は収蔵品を活用し、教科書が内包してきた問題を広く市民に向けて可視化する意義深い試みであった。

教科書を実際に使用する主体である市民と共にその内容を見直すことで、未来の建設的な教科書のあり方を考えるような取り組みが、今後も拡がることを期待したい。

凡例：引用に際し旧漢字は新漢字に改めた。仮名遣いについては原典のままとしている。

注

- (1) 講義当時の2022(令和4)年は116位/146カ国中、2021年は120位/153カ国中。男女共同参画局HP参照。
https://www.gender.go.jp/public/kyodosankaku/2022/202208/202208_07.html (2023年1月15日閲覧)
- (2) 浅井春夫他編、『ジェンダー／セクシュアリティの教育を創る』、ドメス出版、2001年。
- (3) 長野ひろ子・姫岡とし子編著、『歴史教育とジェンダー』、青弓社、2011年2月。久留島典子・長野ひろ子・長志珠枝編、『歴史を読み替える ジェンダーから見た日本史』、大月書店、2015年など。
- (4) 船津勝雄、『『女大学』の成立と普及』、『人文研究』20巻9号、大阪大学文学部、1968年、766-767頁。
- (5) 総合女性史研究会編、『日本女性の歴史—女のはたらき—』、角川書店、1993年、119-120頁。
- (6) 前掲 注(5)、119-123頁。
- (7) 小山静子、『家庭の生成と女性の国民化』、勁草書房、1999年10月、20-22頁。
- (8) 福生市郷土資料室ではそれぞれ『消息往来 百姓往来』、1862年や『商売往来絵字引 式編』、1864年を所蔵。
- (9) 文科省HPより。
https://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/html/others/detail/1317618.htm#:~:text= (2023年1月15日閲覧)
- (10) 斎藤泰雄、「教育における男女間格差の解消—日本の経験」、『国立教育政策研究所紀要』第143集、2014年、139頁。
- (11) 前掲 注(10)、139頁。
- (12) 西本喜久子、「明治初期『小學讀本』初版の編纂に関する再検討」、『国語科教育』73巻、全国大学国語教育学会、2013年、39-46頁。
- (13) 田口喜久恵、「田中義廉編『小学讀本』による健康教育の始動—子ども(幼稚園・小学校低学年)の「遊び」による健康形成—」、『教育医学』第50巻第4号、日本教育医学会、2005年、236頁。
- (14) 前掲 注(7)、22-25頁。
- (15) 前掲 注(9)、URLより。(2023年1月15日閲覧)
- (16) 男女共同参画局HPより。
https://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r01/zentai/html/column/clm_03.html#:~:text= (2023年1月15日閲覧)
- (17) 木村涼子、『〈主婦〉の誕生—婦人雑誌と女性たちの近代』、吉川弘文館、2010年、118-123頁。

- (18) 上野千鶴子,『近代家族の成立と終焉』,岩波書店,1994年,116-117頁.
- (19) 宮下恵理子,「高等学校家庭科の男女共修実現までの議論-1974~1989-」,『日本家庭科教育学会誌』第53巻第3号,2010年,185~193頁.
- (20) 柴静子,「占領下の日本における家庭科教育の成立と展開(XX)-「昭和二十二年度学習指導要領家庭科編(試案)」の教科理念の形成-」,『広島大学大学院教育学研究科紀要』第2部第55号,2006年,333-342頁.
- (21) 大西公恵,「1950年代初期における職業・家庭科のカリキュラム編成-長野県飯田市立飯田東中学校の事例を通して-」,『〈教育と社会〉研究』第26号,一橋大学〈教育と社会〉研究会,2016年,92-93頁.
- (22) 赤松良子監修,『新版 女性の権利』,岩波書店,2005年,98-105頁.
- (23) 独立行政法人労働政策研究・研修機構,「専業主婦世帯と共働き世帯」より.
<https://www.jil.go.jp/kokunai/statistics/timeseries/html/g0212.html> (2023年1月15日閲覧)
- (24) 前掲 注(23),URLより. (2023年1月15日閲覧)
- (25) 前掲 注(1),URLより. (2023年1月15日閲覧)

参考図版

(図1) 『小学讀本』 卷一, 文部省, 1873年より



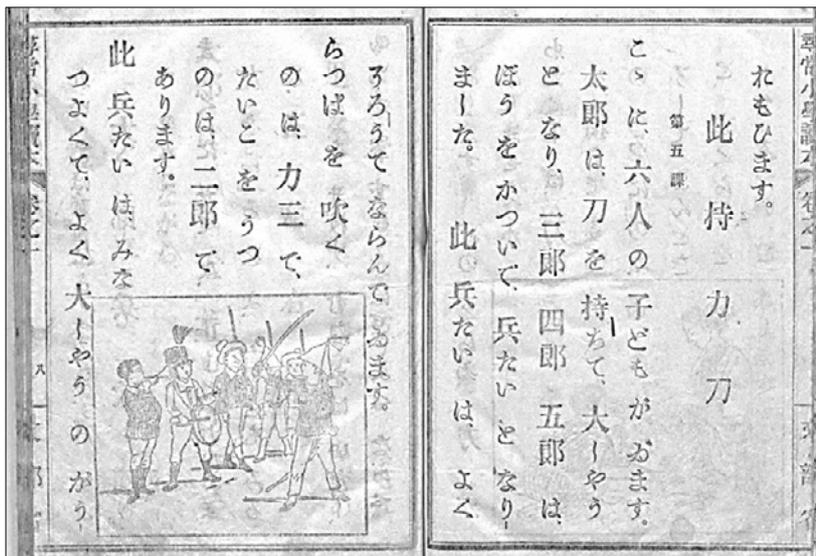
(図2) 『小学讀本』 より, 部分



(図3) 『小学讀本』 より, 部分



(図4) 『尋常小学讀本』 卷一, 文部省, 1887年、
国立国会図書館デジタル資料より



(図5) 『初等科修身』 卷一, 文部省, 1943年より



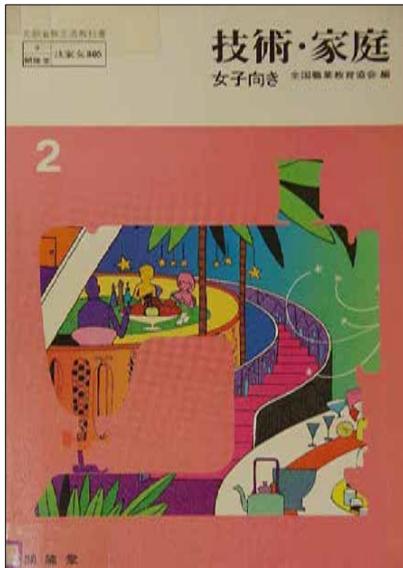
(図6) 『初等科修身』 卷一, 文部省, 1943年より



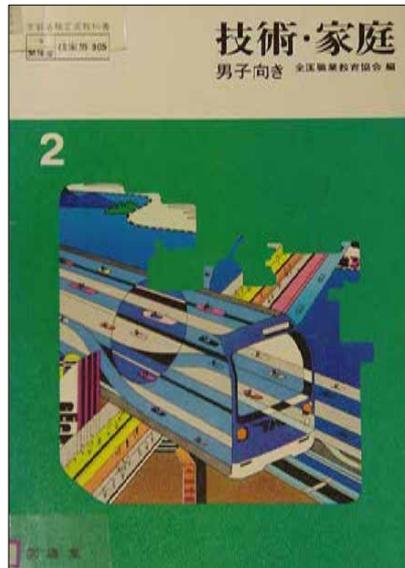
(図7)『初等科修身』一, 文部省, 1943年より, 部分



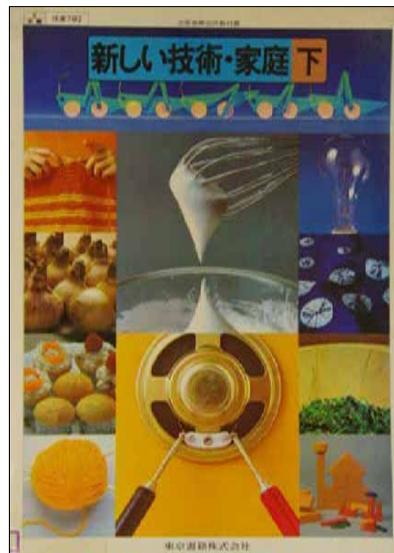
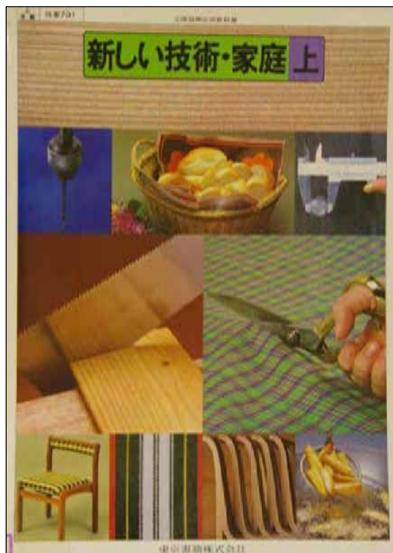
(図8)『技術・家庭 女子向き』表紙, 開隆堂, 1978年



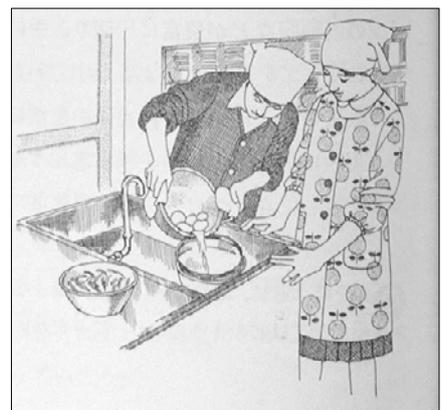
(図9)『技術・家庭 男子向き』表紙, 開隆堂, 1978年



(図10)『新しい技術・家庭 上・下』表紙, 東京書籍, 1981年



(図11)『新しい技術・家庭 下』より, 部分



行政資料から見る明治期の福生の公教育

— 教育行政資料の細目録化作業を通して —

田中愛誠、佐藤志保

Administrative Documents on public educational system in fussa city during the meiji period.
--Through the work of compiling detailed records of educational administrative documents.--

TANAKA,Aisei SATO,Shiho

キーワード：公教育、行政資料、明治期

1 緒言

(1) 寄贈までの経過、資料概要

教育行政資料(以下、「本資料」と言う。)は、平成13年(2001)12月7日に、教育委員会事務局学務課学務係より移管を受けた一連の資料群である。移管時の経緯等について、詳細な記録は残されていないが、行政文書としての保存年限が満了した資料の中でも一次資料として重要なものが郷土資料室に移管されたものと考えられる⁽¹⁾。

さて、本資料は明治時代から第二次世界大戦後の昭和40年代頃までの、教員履歴書、児童学齢簿、学事関係書類、教育委員会議事録等から構成されている。その大部分が明治期から第二次世界大戦までの資料であり、詳細に読み解くことで地域の近代教育制度の形成と変容を知ることができる貴重な資料である。

このことは、本資料を構成する文書が、市史編纂事業にしばしば使用されていることから確認できる。一例を挙げるとすれば、『福生市史資料編 現代』には「福生市役所文書」や「学事報告綴」等と出典の名称はさまざまではあるが、本資料に含まれる文書が数多く翻刻、採録されており、地域における公教育の在り方を知る上で不可欠な一次資料としての位置づけを確認することができるだろう⁽²⁾。

(2) 調査経過

さて、ここでは改めて本資料の福生市郷土資料室における作業状況を簡単に確認しておきたい。これまで、本資料の調査は二度行われているが、いずれも簿冊の目録にとどまっている。平成13年(2001)から平成14年頃にかけて、本資料の中でも重要性が高いと思われるものについて簿冊目録が作成された。平成25年には、一度目の調査では除外されていたものを含めて、簿冊全体の目録化が実施されている⁽³⁾。表1は、この平成25年の整理作業において作成されたものである。

表1 教育行政資料 簿冊目録

No.	資料名	年代	差出
1	学校職員履歴綴	明治	
2	後期半途退学学籍簿綴(男子部)	明治～昭和初期	
3	学令簿	大正4年度	
4	福生尋常高等小学校名簿	大正5年度	
5	学令簿	大正8年度	
6	大正十年度 学齡簿	大正10年度	福生村熊川村組合役場
7	学齡簿	大正12年度	
8	学齡簿	大正13～15年度	西多摩郡福生村熊川村組合役場
9	大正十五年度以降 福生青年訓練所修了者名簿綴	大正15年度～	福生青年訓練所
10	学齡簿	昭和2年度	
11	昭和三年度 学齡簿	昭和3年度	西多摩郡福生村熊川村組合役場
12	高等科卒業学籍簿綴	昭和3年度	
13	学齡簿	昭和5～17年度	
14	昭和七年度 学齡簿	昭和7年度	西多摩郡福生村熊川村組合役場
15	学齡簿	昭和9年度	
16	前期後期半途退学学籍簿綴	昭和9年度	
17	学齡簿	昭和10年度	
18	昭和十一年度 学齡簿	昭和11年度	福生村熊川村組合役場
19	学齡簿	昭和12年度	
20	学齡簿	昭和13年度	
21	学齡簿	昭和13年度	
22	昭和十五年度 学齡簿	昭和15年度	福生村熊川村組合役場
23	青年学校適令簿	昭和14～20年	
24	学齡簿	昭和16年度	福生町役場
25	昭和十六年 学齡簿	昭和16年度	福生町役場
26	退学者名簿	昭和17年度	
27	昭和十八年度 学齡簿	昭和18年度	福生町役場
28	昭和十九年度 学齡簿	昭和19年度	福生町役場
29	学齡簿	昭和20年度	
30	昭和二十一年度 学齡簿	昭和21年度	福生町役場
31	転出者学齡簿送付書類	昭和22～24年	
32	中学校学齡簿	昭和22年度	福生町役場
33	昭和二十二年度 学齡簿	昭和22年度	福生町役場
34	義務就学者名簿	昭和23年度	
35	昭和二十三年度 学齡簿	昭和23年度	福生町役場

No.	資料名	年代	差出
36	転入学届綴	昭和23～26年	
37	昭和二十四年度 学齢簿	昭和24年度	福生町役場
38	学齢簿	昭和25年度	
39	学齢簿	昭和25年度	
40	学齢簿(転校生)	昭和25～34年度	
41	学齢簿	昭和26年度	
42	転入学届綴	昭和26年度	
43	昭和二十七年度 学齢簿	昭和27年度	福生町役場
44	学齢簿	昭和28年度	
45	学齢簿	昭和28～32年度	
46	学齢簿	昭和29年度	
47	転入学届綴	昭和29年度	
48	学齢簿	昭和30年度	
49	就退学関係綴	昭和32～35年	
50	転入学届綴	昭和33～36年	
51	除籍簿	昭和36～38年	
52	学校教育法施行令第22条の規定による報告書	昭和39年度	
53	学事書類	明治24～31年	
54	自大正二年至大正三年 学事関係書類	大正2～3年	西多摩郡福生村熊川村組合役場
55	教育関係書類	大正7年度	福生村熊川村組合役場
56	昭和九年 学事関係書類綴	昭和9年	福生村熊川村組合役場
57	昭和十年度 学事関係書類綴	昭和10年度	福生村熊川村組合役場
58	学事関係書類綴	昭和14年度	
59	昭和十五年度 教育関係書類綴	昭和15年度	福生村熊川村組合役場
60	昭和十六年 教育関係書類綴	昭和16年	福生町役場
61	自昭和十七年 学事ニ関スル統計書類綴	昭和17年	
62	昭和二十一年度 教育関係書類綴	昭和21年度	福生町役場
63	昭和二十五年度 教育関係書類綴	昭和25年度	福生町役場
64	教職員関係綴	昭和28～29年	
65	教育委員会会議録	昭和27～33年	
66	教育委員会会議録	昭和28～32年	
67	教育委員会会議録	昭和33～34年	
68	自明治四十三年至明治四十五年 学事関係書類	明治43～45年	西多摩郡福生村熊川村組合役場

(3) 細目録化の必要性と意義

さて、本資料に関しては、平成25年(2013)の目録作成作業を最後として、これまで調査が実施されてこなかった。しかし、次の理由から、筆者らは改めての調査を行いたいと考えている。

まず、現状の簿冊目録のみでは、これらの含まれる文書の利活用が困難であることを挙げたい。数多くの文書が含まれる本資料であるが、簿冊目録では、必要な文書が容易に利用できるとは言い難い状況である。利用者が何らかの目的で利活用を図ろうとした場合、簿冊目録からおおよそ必要な資料が掲載されていると考えられる年代の簿冊を選定し、その全てに目を通して必要資料を探し出すという作業を強いられることになるからである。

さらに、本資料は前述したように戦前期の文書が大部分を占めている。そのため、保存に適した紙質ではなく、保存状態も相まって一部の資料は著しい劣化がみられる。そのため、本資料は繰り返しの閲覧に耐えうる状態にない。そのため、資料保存の観点からも必要な部分だけを閲覧や活用できることが望ましい。こうした観点から、さらなる調査を進め、特に重要と思われる簿冊について細目録の提供をする必要がある。

また、本資料は前述したとおり、特に教育分野における市史編纂作業で繰り返し参照されてきた一次資料であることについては疑いの余地はない。しかし、先述した通り、翻刻された部分においても出典が一貫しておらず、翻刻された資料が本資料に含まれるのか、それとも本資料とは異なる資料から翻刻されたものか不明瞭な場合が多い。

将来の市史編纂作業を見据えれば、こうした曖昧な状況は望ましくないため、本資料を整理する作業を通して、あわせて市史編纂において翻刻された資料の内、本資料に一次資料として含まれている文書についても整理しておく必要がある。

付言すれば、『福生市史』や『福生市史資料編』は性質上、紙面の制約上、言及されることが無かった文書も数多くあると考えられる。こうした資料について紹介することを通して、福生市の近現代教育のあり方や今後の市史研究の議論の深化に端緒を提供できればと考えている。

2 方法

(1) 細目録化の対象及び方法

前述の目的を達するため、本資料の細目録化と『福生市史』及び資料編における掲載状況の調査を実施することとした。細目録化の対象は教育行政に係る通牒、調査等が含まれる簿冊とし、教員履歴書、児童学齢簿、教育委員会議事録は対象外とした。

なお、細目録化作業は年次が古い簿冊から開始することとした。表2には、細目録の作成時に使用した整理用のフォーマットを掲載している。

表2 文書目録フォーマット

No.	資料名	年月日	差出	受取	備考

(2) 細目録化の対象及び方法

令和4年度は、表1「教育行政資料 簿冊目録」内のNo.53「学事書類」（明治24～31年）の細目録の作成作業を実施した。細目録作成にあたり、誤字等は原文のママの表記とするとともに、判読不明箇所は□としている。また、文書にタイトルが存在していない場合は()を附して、適宜、資料名を附した⁽⁴⁾。

3 結果

令和4年度において作成した細目録は、表3「学事書類」（明治24～31年）として提示する。

表3 「学事書類」(明治24~31年)細目録

No.	資料名	年月日	差出	受取	備考
1	訓令乙第20号 (学校数と位置指定手続)	明治24年11月12日	神奈川県西多摩郡長村上 佳景	福生村外一ヶ村組合村長 田村平左衛門	福生市史資料編 現代 学校教育 No.15
2	告示甲第2号 (学校数と位置指定)	明治24年11月12日	神奈川県西多摩郡長村上 佳景	福生村熊川村組合	福生市史資料編 現代 学校教育 No.16
3	申請書 (学齡児童就学準備期限)	明治25年1月9日	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合村長田村平左衛門	西多摩郡長村上佳景	
4	福生村熊川村組合村会議決報告	明治25年1月9日	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合村長田村平左衛門	西多摩郡長村上佳景	
5	福生村熊川村組合臨時村会議事録	明治25年1月8日	組合村会議長田村平左衛 門 他2名		
6	指令第15号 (尋常小学校準備期限の許可)	明治25年1月11日	神奈川県西多摩郡長村上 佳景	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合役場	
7	福第190号 申請書 (小学校設置に付設備申請書)	明治25年4月19日	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合村長田村平左衛門	西多摩郡長村上佳景	福生市史資料編 現代 学校教育 No.17
8	指令第97号 (東多摩尋常小学校設置の許可)	明治25年4月21日	神奈川県西多摩郡長村上 佳景	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合役場	
9	修業年限規定許可申請	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村 平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	
10	神奈川県指令内第内第2411号 (東多摩熊川両小学校の修業年限規定 申請の許可)	明治25年9月26日	神奈川県知事内海忠勝	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合役場	
11	小学校名称開申	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村 平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	

No.	資料名	年月日	差出	受取	備考
12	小学校休業期日開申	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	福生市史資料編 現代学校教育 No.19
13	小学校休業日許可申請	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	福生市史資料編 現代学校教育 No.20
14	神奈川県指令内第2428号 (東多摩小学校他一校の休業日規定申請の許可)	明治25年9月27日	神奈川県知事内海忠勝	西多摩郡福生村外一ヶ村組合役場	
15	小学校始業終業時限開申	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	福生市史資料編 現代学校教育 No.22
16	小学校学年期日開申	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	
17	小学校参観規則規定開申	明治25年4月30日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	西多摩郡長村上佳景	福生市史資料編 現代学校教育 No.23、24
18	訓令甲第17号 (祝・祭日に用いる歌詞及び楽譜)	明治25年5月2日	神奈川県西多摩郡長村上佳景	町村役場	福生市史資料編 現代学校教育 No.25
19	西学第2081号 (組合内小学校に関する負担の分画)	明治25年7月2日	神奈川県西多摩郡長村上佳景	西多摩郡福生村外一ヶ村組合	
20	福第229号 上申書 (組合内小学校に関する負担の分画)	明治25年7月6日	西多摩郡福生村外一ヶ村組合村長田村平左衛門	西多摩郡長村上佳景	
21	西学第2257号 (小学校に関する負担の指定)	明治25年7月23日	神奈川県西多摩郡長村上佳景	西多摩郡福生村外一ヶ村組合	福生市史資料編 現代学校教育 No.18
22	尋常小学校ニ高等小学校併置之儀伺	明治25年6月28日	西多摩郡福生村村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	福生市史資料編 現代学校教育 No.26

No.	資料名	年月日	差出	受取	備考
23	福第 221 号 (高等小学校併置につき書籍等設備購 求の上申)	明治 25 年 6 月 28 日	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合村長田村平左衛門	神奈川県知事内海忠勝	
24	神奈川県指令内第 2774 号 (高等科併置許可)	明治 25 年 11 月 8 日	神奈川県知事内海忠勝	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合役場	福生市史資料編 現代 学校教育 No.27
25	(高等科併置に伴う教員定員数変更の 開申)	明治 25 年 12 月 12 日	西多摩郡福生村長田村平 左衛門	神奈川県知事内海忠勝	福生市史資料編 現代 学校教育 No.28
26	西学第 3347 号 (補習科無許可設置に付き申入れ)	明治 25 年 12 月 12 日	西多摩郡役所	福生村外一ヶ村組合村長 田村平左衛門	福生市史資料編 現代 学校教育 No.29
27	西学第 3348 号 (学齢調査簿等について)	明治 25 年 12 月 12 日	西多摩郡役所	福生村外一ヶ村組合村長 田村平左衛門	福生市史資料編 現代 学校教育 No.30
28	西学第 3349 号 (規定備付について)	明治 25 年 12 月 12 日	西多摩郡役所	福生村外一ヶ村組合村長 田村平左衛門	福生市史資料編 現代 学校教育 No.31
29	小学校習字帖選用開申	明治 27 年 8 月 16 日	西多摩郡福生村長笹本半 兵衛	東京府知事三浦安	
30	小学校習字帖選用開申	明治 27 年 8 月 16 日	西多摩郡熊川村長笹本半 兵衛	東京府知事三浦安	
31	福発甲第 144 号 小学校休業日之儀開申	明治 30 年 5 月 26 日	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合村長笹本半兵衛	東京府知事侯爵久我通久	福生市史資料編 現代 学校教育 No.21
32	之乙第 1816 号ノ 4 (高等科学級編成変更の許可)	明治 31 年 6 月 27 日	東京府知事子爵岡部長職	西多摩郡福生村外一ヶ村 組合	

4 考察

(1) 資料概要

今回の簿冊は、明治24年(1891)以降の行政通知が綴られたものである。行政通知の集塊としては本簿冊が最も古いものであり、『福生市史資料編 現代』においても本資料を典拠とした翻刻は明治24年以降のものとなっている⁽⁵⁾。

この時期の全国的な動向としては、明治22年に新たな市制・町村制が施行されたこと、そして教育行政についてもこの変革に対応する整備がすすめられたことがあげられる。明治23年に新たな小学校令(第二次小学校令)が公布され、同法施行にあたり必要な「小学校祝日大祭日儀式規程」、「小学校教則大綱」、「学級編成等ニ関スル規則」等の諸規則が明治24年までに整備されている⁽⁶⁾。こうした整備の過程において、市町村には小学校の設置と維持が義務付けられることとなった⁽⁷⁾。もって、「我が国初等教育の原型が形成されるに至り」、これと同時に市政・町村制など地方制度の確立に伴う調整が図られた⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

そして、福生市域では、この市制・町村制施行に伴い、明治22年4月より「福生村熊川村組合」として行政事務を開始した⁽¹⁰⁾。本簿冊には、この新たな「福生村熊川村組合」を中心として、小学校教育が整備されていく過程を伝える資料が含まれている。明治24年11月12日には、神奈川県より福生村熊川村に対して「告示甲第2号」として学校数と位置指定がなされており(表3 No. 2・図1)、設備(表3 No. 7・図2)、修業年限(表3 No. 9)、名称(表3 No. 11)、休業日(表3 No. 12・図3)、修業時間(表3 No. 15・図4)、費用負担(表3 No. 21)等が、福生村熊川村組合と都道府県との間において、協議、決定されていく様子を確認することができる。

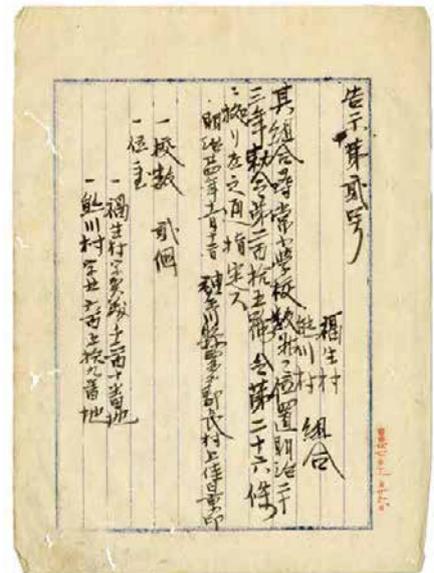


図1 告示甲第2号

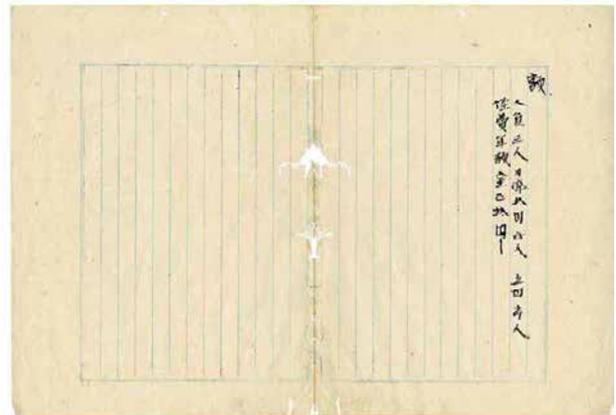
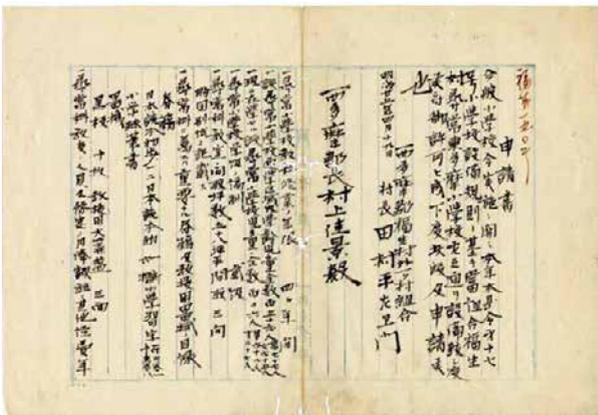


図2 福第190号 申請書(尋常東多摩小学校設備)

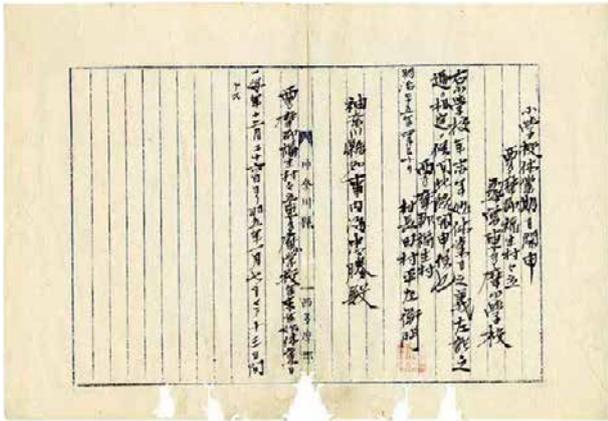


図3 小学校休業期日開申

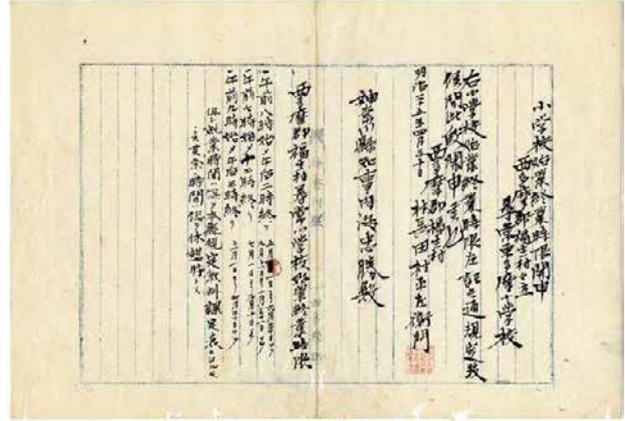


図4 小学校始業終業時限開申

(2) 福生市史資料編との載録状況

次に、『福生市史資料編 現代編』に採録されている資料と本資料の関係性について確認しておきたい。表3では、同書における載録状況を備考欄で掲載している。「学校教育」の項目のNo. 15からNo. 31までの資料(明治24年(1891)から明治31年にかけての資料)は、全て本簿冊にも収録されている⁽¹¹⁾。なお、本細目録に含まれる資料で、資料編に掲載されていない資料の多くは一連の申請手続きにおける申請にあたる文書にあたり、許可にあたる文書を見ることで教育行政の展開を確認することができるため、採録が見送られたものと考えられる。

ところで、同書ではNo. 32からNo. 35までも「学事報告綴」を出典とされている。しかしながら、明治32年から明治33年にかけてのこれらの通知については、今回の簿冊には含まれていなかった。同時期のみをまとめた簿冊の存在は確認できておらず、また、目録化作業を進めている、明治43年から明治45年の簿冊にもこの年代の通知は含まれていなかった⁽¹²⁾。他の簿冊に含まれている可能性もあるため、今後、さらなる確認を進め、その所在について明らかにしていきたい。

(3) 東多摩小学校と他校の位置づけ

ところで、明治17年(1884)5月に行われた地方制度の大幅な改正以降、現福生市域は「川崎村外四か村」として、福生・羽村市域を一体として行政運営がなされていた⁽¹³⁾。前述のとおり新たな市政・町村制の施行にあわせて、明治22年に福生市域は「福生村熊川村組合」が成立し、他方の羽村市域には西多摩村が成立している。

また、往時の教育行政に目を向けると、福生市域には福生学舎を起源とする東多摩小学校があり、熊川分校、川崎分校が支校として位置づけられていた⁽¹⁴⁾。市制・町村制の実施に伴う行政区域の再編成により、東多摩小学校が所管していた分校のうち川崎分校の所管についても変更となっている。

学校の位置指定(図1)の中には、「川崎分校ニ係ル事務ハ西多摩村長へ協議ノ上引継ヲナスヘキモノトス」という一文が確認できるほか、『羽村町史』に掲載された明治24年の尋常小学校設置準備議案の中で、西多摩学校の分教場として新たに川崎分校が位置づけられていることを確認できる⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。

5 結語

本稿では、教育行政資料の寄贈までの経過、整理の目的を述べるとともに、「学事書類綴」(明治24

年(1891)から明治31年)の紹介を行った。市制・町村制を基軸とした教育行政が確立されていく時期にあたり、学校の位置指定や諸規則の整備が行われており、往時の教育行政を知る上で重要な通知が含まれていた。こうした背景もあり『福生市史資料編 現代』にも数多くの資料が翻刻、掲載されたことを確認することができた。今後も本資料の整理を継続的に実施し、細目録化を進めるとともに往時の教育行政のあり方を明らかとしていきたい。

注

- (1) 平成13年(2001)当時に文化財係職員として移管に携わった菱山栄三郎氏への聞き取りによる。
- (2) 福生町誌編集委員会編『福生町誌』,福生町役場,1960年.においても、本資料の一部の文書を指して、「この資料の大半は、福生役場の倉庫の中に山積する書類の中から、たまたま郷土資料編集員の手によって発見された貴重な七十年前の当町の教育の概要である」と位置付けている。
- (3) 平成25年(2013)に本資料の網羅的な目録を作成した針谷もえぎ氏への聞き取りによる。
- (4) 目録における資料名は、福生市史編さん委員会編『福生市史資料編 現代』,東京都福生市,1993年.に掲載されている名称を適宜参照にした上で命名を行っている。ただし、各文書に明確な件名が示されている場合、原則としてそちらを文書名として採用した。
- (5) 福生市史編さん委員会編『福生市史資料編 現代』,東京都福生市,1993年,300-312頁。
- (6) 文部科学省編,『学制百五十年史』,株式会社ぎょうせい,2024年,30頁。
- (7) 神田修,『明治憲法下の教育行政の研究』,福村出版株式会社,1970年,62頁;清川郁子,『近代公教育の成立と社会構造—比較社会論的視点からの考察—』,株式会社世織書房,2007年,194頁。
- (8) 前掲 注(6),31頁。
- (9) 同様の指摘は他の文献でも示されている。世界教育史研究会編,『世界教育史大系 28 義務教育史』,株式会社講談社,1978年,225頁では「小学校教育の目的を明定するとともに、戦前の小学校教育の基本的な枠組を形成するうえに大きな役割を果たした」ことを指摘しつつ、「小学校教育の伝統的な形態は、ほぼこの時期に成立したものとみてよい」と結論付けている。また、控えめな表現ではあるが仲新・伊藤敏行編,『日本近代教育小史』,福村出版株式会社,1984年,75-76頁においても「第二次小学校令とその施行のための諸規則の制定によって、わが国の小学校制度は著しく整備された」とその意義を評価している。
- (10) 福生市史編さん委員会編,『福生市史 下巻』,福生市,1994年,391頁。
- (11) 『福生市史資料編 現代』では、翻刻資料の大部分が「学事書類綴」を出典としている。しかし、一部の資料では、本資料に含まれている行政通知が「山田正哉家文書」、「福生市役所文書」を出典として採録されている場合も存在している。複写された通知が複数残されていた可能性や出典の誤り等が考えられるが、いずれにせよ本簿冊に同一の通知が含まれていることを確認している。
- (12) このほか、「山田正哉家文書」、「福生市役所文書」、「福生市第一小学校文書」、及び福生市郷土資料室の収蔵資料データベースの確認を行ったが、当該通知の確認はできなかった。なお、高崎伊平「市史研究調査ノート⑩ 明治時代の福生の学校教育の歩み—残された教育資料から—」『みずくらいど』8,1989年,2-16頁.内の高崎氏の論考では、No.33からNo.35に該当する資料が資料17から19として、『二小九十周年誌』を出典として掲載されている。

- (13) 前掲 注(10), 390 頁.
- (14) 羽村町史編さん委員会編, 『羽村町史』, 羽村市, 1974 年, 732 頁 ; 前掲 注(10), 700 頁.
- (15) 前掲 注 (14) , 724-725 頁.
- (16) 市政・町村制に伴う小学校改編時に、それまで分校として位置づけられていた熊川小学校も位置指定を受けている。なお、『福生市史 下巻』708 頁にある陳情書については福生デジタル(https://www.lib.fussa.tokyo.jp/digital/digital_data/parliament/pdf/1302/0001/0001/0003.pdf) (令和6(2024)2月4日閲覧)において確認することができる。

参考文献

- 記念誌編集専門委員会編, 『福生第一小学校創立九十周年 記念誌』, 創立九十周年記念事業協賛会, 1964 年.
- 福生市立福生第二小学校全 PTA 編, 『福生第二小学校創立百年記念誌』, 福生市立福生第二小学校全 PTA, 1974 年.
- 羽村市史編さん委員会編, 『羽村市史 資料編 近現代図録』, 羽村市, 2018 年.

分担

本文執筆: 田中、細目録作成: 佐藤

福生市郷土資料室リニューアルオープン覚書

青海 伸一

Memorandum of updating the exhibitions in the Fussa City Museum

SEIGAI, Shinichi

キーワード：リニューアルオープン、展示更新、床面展示、展示する時代、平成の再現展示、参加型展示、映像展示

はじめに

昭和55年(1980)4月に福生市立中央図書館(以下「図書館」という。)に併設する形で開室した福生市郷土資料室(以下「資料室」という。)は、令和4年(2022)から5年にかけて、建物の空調設備の改修工事及びバリアフリー化工事を行うこととなり、これに合わせ資料室の展示内容について更新を図ることとなった。

本稿では、この資料室のリニューアルについて、全体の企画、統括をした立場から資料室が抱えている課題にどう向き合ったのか、新しい展示を作るにあたってどのような点に意識を巡らせたのか、また、どのような展示を目指したのかといったことを記録するものである。

福生市郷土資料室のリニューアル工事前の展示の状況

資料室は、図書館に併設されており、展示室は1つのみとなっている。講座等を行う際には図書館の会議室を借りるほか、子ども向けのワークショップなどは、資料室の前にあたる図書館のロビーにて行ってきた。

展示室が1つしかないことから、開館当初行っていた常設展示については、いつのころからか、その一部の展示を取りやめ、企画展示のスペースとして利用することとなった。これは、展示室に変化を与えることで、市民をはじめとする来館者の方に何度も足を運んでもらうための方策である。休館前では概ね年に5回の企画展示を企画し、そのうち1回を特別展示として図録を刊行する展示としていた。

企画展示や特別展示の内容は、主に資料室で所蔵するコレクションや、調査研究の成果を踏まえた内容で、歴史や民俗にとどまらず美術、自然史など様々な分野にわたっている。

一方で、これらの展示を行うスペースに元々あったのは通史の展示で、常設展示では通史の展示が見られないこととなってしまった。そのため、福生の歴史を概観する企画展示を定期的に行うなどの対応をとっていた。

また、民俗展示については、これまでに何度かの変遷を経て、休館直前には暮らしの移り変わりを

示す、生活用具を中心とした家電製品導入前と導入後の道具が展示されていたほか、福生で見られる産業を示す展示も行っていた⁽¹⁾。

福生市郷土資料室が抱えていた課題

展示の状態はこのようであったが、これらの展示を含む課題はいくつも存在していた。最大の課題は、先に触れたように通史の展示がないことであった。「福生市郷土資料室」を名乗りながら、郷土の歴史を学ぶことができないことは大きな問題といわざるを得ない。また、かろうじて設置していた年表についても更新がなされておらず、平成に入ったところまでしか示されてはいなかった。そのため、新しい展示室にはできるだけ現在に近い時代までの歴史を示す展示スペースを確保することが必要と判断した。

また、資料室は図書館に併設されていることから、展示室の入口前を通過していく人が多く存在する。それらの人たちの気をどうやって展示室に向かせるのかも課題の1つであった。展示室の構造上、展示物が入るウォールケースの中身は入口からは見えず、どんなに良いものを展示していても、中に入ってもらわないことにはその資料を見ていただくことができない。そのため、構造そのものは変えられないまでも、展示室の方に興味をそそられるような導入部を構築する必要があった。

さらに、工事を行うにあたり、それまで展示室の中央でシンボリックな位置づけとして展示されていた膳椀倉⁽²⁾を取り壊すことになったため、その空いたスペースをどう活用するのか、また、シンボリックな展示をどうするのかといった課題にも直面することになった。

そして、従来からあった暮らしの移り変わりを示す展示については、その展示内容が小学校の学習単元にある「昔の道具調べ」において学校で調べたいと思っている時代の道具と展示している資料との間に差が生じているなど、その整合性に欠けている面があったため、より小学生の学習効果を高められるようにする必要性を感じていた。

その他、展示室全体が暗い(物理的な照度の問題や展示内容)とか、近隣市と比べて市の特徴を示す展示が難しいといった課題や、常設展示に何度も足を運びたくなるような仕掛けの導入など、リニューアルにあたってこれらの課題の解決に取り組むこととなった。

展示室の課題の解決に向けた取り組み

課題の解決には、展示内容の問題と設備的な問題とが存在するので、それぞれの視点から確認していきたい。

①展示室全体の取り組み

展示室については、物理的にも内容的にも暗いという指摘があったことを踏まえ、まず室内は白を基調とした空間とすることとした。限られた空間ではあるが、明るい雰囲気づくりは入りやすさの演出にも寄与すると考えられる。

また、照明についてもLED化を進め、消費電力を抑えるとともに、展示室内やウォールケース内の温度上昇を抑えることに努めた。それらの照明の色味も白とし、展示室全体を白をベースとした色調で統一することにした。

さらに今回の工事では空調設備の更新が行われ、展示室についても冷暖房の効果が高まるよう、これまで吹き抜けになっていた天井部分に新たな天井を設置し、空調効率を高めることとなった。あわ

せて、これまで空調設備のなかったウォールケース内にも空調の効果が及ぶよう設計となった。

そのほか、これまで仮設だったカウンターを整備するとともに、ピクチャーレールを設置し、壁面の活用を行いやすいよう変更を加えたほか、展示室内でもフリーWi-Fiが使えるようになった。

②導入部の取り組み

資料室が抱える最大の課題は、資料室の前を通過していく図書館の利用者の興味をひくことである。そこで、リニューアルにあたり、展示の導入にあたる展示室の入口周辺について整備を行うこととした。具体的には、展示室前の図書館のロビーと展示室に入っすぐのところに航空写真の床面展示を行うことにした(写真1)。

床面を利用した航空写真の展示自体は決して新しいことではなく、近隣でも瑞穂町にある瑞穂町郷土資料館けやき館ではエントランスホールにて1/1000スケールで面積も広い床面展示を行っているし、武蔵野市立武蔵野ふるさと歴史館でもエントランスホールにおいて市域全体を写した航空写真による床面展示が導入されている。これらの航空写真は、いずれも開館当時に近い時代の航空写真となっている。



写真1 床面展示の様子

資料室においても、図書館ホールに令和元年(2019)現在の航空写真を掲示することにした⁽³⁾。そして、現

代の航空写真からもほんの少し目をやれば視界に入る資料室に入っすぐのところに、昭和22年(1947)に米軍が撮影した航空写真をほぼ同じ縮尺で展示することにした。昭和22年にはすでに横田基地が開設されており、鉄道網も完成しているなど、現在の福生と比べることが容易であるとともに、まだ地域が大きく発展する前の様子を示していることから、見比べた際に大きく違いを認識できるものとなっている。

こういった航空写真を至近距離で配置することで、他市との違いを打ち出すとともに、図書館へやってきた来館者の興味を引き付けることができるようになるのではないかと試みた。



写真2 地形模型の様子

なお、床面展示に続いて、地形模型も設置することとした(写真2)。地形模型は航空写真と向きをそろえることで、航空写真だけではわからない土地の高低差を比較できるようにした⁽⁴⁾。

また、昭和22年の航空写真を掲出した場所の壁面には、プロジェクターによる映像も映し出せるようにした(写真3)。これによって、外から図書館のロビーへとやってきた人の視線を現代の航空写真、昭和22年の航空写真、さらに壁面の動画によって誘導し、図書館の前を行きかう人びとの視線を少しでも資料室に振り向けてもらえるよう試みたところである。



写真3 映像展示の様子

③歴史展示の取り組み

展示上の取り組みとしては、第一に、これまでなかった通史の展示コーナーを設けたことが挙げられる(写真4)。これまで縄文土器でさえ常時見ることができない状態にあったものを、いつでも福生の歴史について学ぶことができるように展示スペースを確保した。これはある意味当たり前のことかもしれないが、資料室にとっては重要な変革である。



写真4 歴史展示の様子

この歴史展示を行うにあたっては、展示ケースの設計から行うことになった。資料室のリニューアルには、展示業者が入っておらず、すべて職員の創意工夫によって成り立っている。そのため、他の博物館の事例を参考に、スペースに見合う展示手法の検討を行ってきた。

展示ケースは奥側に横幅150cm×奥行き90cm×高さ150cmの展示台と、手前側には横幅150cm×奥行き60cm、高さ70cmのところから150cmにかけてガラスケースが配された展示ケースで、さらに高さ70cmのところから手前に解説文を入れられる手すり状の台を配置したものを計5台導入した。

これにより、紙物などの資料を手前のガラスケースに、高さのある立体物を奥側の展示台に乗せ、基本的な解説は手前の手すり部分で行うようにした。

次に、展示内容では、いつの時代までを取り上げるのかという点について、特に意識を働かせた。従来の資料室における通史を紹介する企画展示でも、いつの時代までを展示するのかといった課題は存在しており、多くの場合は戦後までを取り上げることが多かった⁽⁵⁾。

戦後までを歴史展示として取り上げる事例は他にも見られ、かつての江戸東京博物館でも戦後復興の象徴である東京オリンピックまでが展示対象であった。しかし、近年新しくオープンした展示を見ると、より新しい時代のできごとが取り上げられている⁽⁶⁾。

そういった状況も踏まえ、リニューアル後の展示ではどの時代までを取り上げるかを検討した結果、最後は新型コロナウイルス感染症が終息を見ないうちに開催された2020東京オリンピックまで取り上げることとし、展示される時代を開館時点に近づけるよう努めた。

④民俗展示の取り組み

さらに、民俗展示については、従来の暮らしの移り変わりを示す展示を発展させ、再現展示により、

より臨場感のある形への展示とすることにした。スペースの都合で2畳程度にしか再現することはできないのだが、それを3時期分用意し、明治・大正期の様子、戦後になり家電製品が入ってきた昭和30～40年代、さらに現代の小学生のお父さんお母さん世代が子どもであった昭和60年代～平成初期にかけての時代の3時代を再現することとした。

これらの時代区分に応じ、展示台には板の間調のシート、畳シート、クッションフロアをそれぞれ床面に配置するとともに、背景にあたる部分には、実際の住宅の内部の様子を撮影した写真を用いたタペストリーを設置し、再現展示に奥行きを与えるとともに、時代の雰囲気伝えるよう試みた(写真5)。

再現展示については、すでに松戸市立博物館のように団地そのものを再現する事例が存在するほか、北名古屋歴史民俗資料館のように昭和30年代に特化した形での展示も見られるなど、特に昭和30年代を中心とした再現展示が全国で見られるようになってきている。そのような状況を踏まえると、再現展示という手法は新しいものではなく、そもそも2畳程度の再現ではおのずと限界があり、他の博物館と比べると見劣りする面もあるかもしれない。しかし、筆者が全国の博物館を見ている範囲においては、まだ平成に入

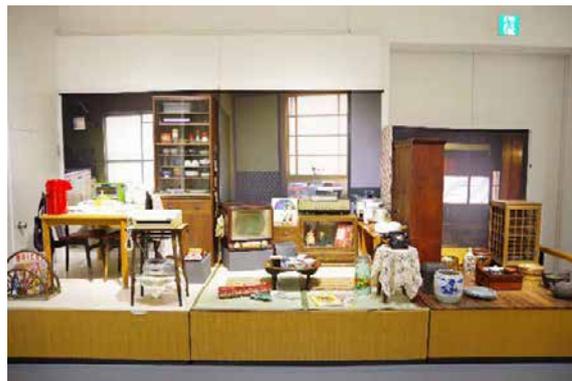


写真5 再現展示の様子

ったころの再現展示を行っている地域博物館は存在せず⁽⁷⁾、この時代の再現展示を行ったことは、全国を先駆ける事例となると考えており、それ自体には大きな意味がある。

全国の博物館で見られる昭和30年代を再現した再現展示自体は平成に入ったころに始まったもので、当時とすれば30年くらい前のことを展示している状態であった。とするならば、令和に入った現在における30年前となると、やはり平成に入ったころの再現展示が行われてもおかしなことではない。

また、大きな流れでみれば家電製品導入以前と導入後の変化に比べれば、現代も家電製品の恩恵を受けた生活スタイルが続いているということもできるかもしれないが、やはりデジタル化が始まり、ポータブル化が始まりつつある平成初期頃という時代は、昭和30年代の家電製品導入期とも異なる生活様式を持っているし、振り返ってみれば、現在の生活スタイルともまた異なる生活スタイルとなっている。さらに小学生の親世代が実際に使ったことのある時代の道具が展示されていることは、これまで展示される側になっていなかった世代の人たちにとっても懐かしい展示となることが想像され、親子で見学しに来た際に、話が弾むことが期待できる展示内容ではないかと考えている。

⑤産業展示における取り組み

従来展示室において、近隣他市と比べて特徴を出せる展示にはどんなものがあるだろうかと考えた結果、導入した展示が産業展示であった⁽⁸⁾。

市域が狭く、多摩川左岸に展開する状況は、隣接する羽村市や昭島市と大きな変化はなく、羽村や昭島にはない福生の特徴を示すことは困難な状況にあった。特に、羽村であれば玉川上水の取水口があるといった特徴があり、昭島であればアキシマクジラが存在する中、それらとの違いはどう表現すべきかということは長年の課題であった。

そこで取り入れたのが、東京府初の製糸工場である森田製糸場と、その後を受け、戦後自転車産業に転じた片倉自転車の話で、これらは他市ではできない特徴的な話題ではないかと考え、展示として取り上げることにした。これらのコーナーをさらに発展させ、江戸時代から現在にいたるまで市内で営業を続ける2か所の酒蔵についても取り上げることとしたのが新しい産業展示である(写真6)。

都内でも酒蔵が現在まで継続している事例はいくつか見られるが、狭い市域の中にあつて2軒の酒蔵が営業を続けているのは福生だけであり、この2軒の酒蔵が果たした福生市域の発展への貢献度の大きさもまた、重要な視点であると考えたからである。

地域博物館は、地元の人が郷土の歴史や文化について学ぶ場であるとともに、市外の人がやってきた時に、この地域の特色を知ってもらう場でもある。そう考えるならば、過去の歴史だけでなく、現在に生き続ける文化の一つとして取り上げていくことにも大きな意味があると考えている。



写真6 産業展示の様子

⑥月一コーナーの新設

常設展示部分にあつても、定期的に変化をつけることで、何度でも足を運びたいくなるような展示室にしていく必要があると考え、新たに月に一度、おすすめの資料を紹介するマンスリーピックアップコーナーを設けることにした(写真7)。

これは、資料室で所蔵する様々なコレクションについて、例えば下原刀を中心とする刀剣のコレクションについて、5年に一度くらいしか企画展示を行うことができている現状があり、「次はいつ見られるのか?」といった問い合わせが多い現状があつたことも関係している。

まとまった形では5年に一度しか展示できないにしても、月に一度おすすめの展示資料を紹介するコーナーを作れば、年に一度くらい、1振りでも2振りでも所蔵する刀剣を見てもらうことができる。また、5年に一度も出せないでいる他のコレクションも多く存在している状況を踏まえると、そういったものも、多くの方々に見てもらふ機会を作ることは、資料室の持つ多様な資料を知ってもらうことにつながる。



写真7 マンスリーピックアップコーナー

資料室は、これまでの活動を通じてさまざまなコレクションを有しており、それらについて知ってもらうことは、資料室の魅力を知ってもらう活動にもつながるものと期待している。さらに、1つ1つの資料はおもしろくても、関連する資料がないばかりに企画展示で取り上げることのできない資料や、新たに市登録文化財となった資料を紹介するなどの臨機応変な対応を行うことができるのではないかと考えている。

⑦象徴展示に替わるタペストリーを用いた展示

改修工事前の展示室には、象徴的な展示物として市内でかつて見られた膳椀倉の再現展示が行われていた。しかし、リニューアル工事にあたり、様々な事情から取り壊しを余儀なくされた。そのため、新たに展示室に象徴的な展示が求められることとなった。

展示室における展示ケースや展示台の配置を検討していく中で、膳椀倉のあった中心部分には産業展示を行うこととなった。展示物としては、市内にある酒蔵で造っている酒樽を一番目に付くところに置くこととした⁹⁾。そこに加えて、展示室全体を見まわす際に目を引く象徴的な展示として、中心部分には産業展示にかかわる写真を基にしたタペストリーを配置することとした。

天井に近い上部までにわたるタペストリーを配置し、展示物と関係する写真を用いることで、展示を象徴する新たなイメージを生み出すこととした。また、これにより、展示室全体の奥行き感の演出にも寄与することとなった。

さらに、タペストリーは、産業展示の展示台の幅よりも狭く設定したことから、裏側の展示物の一部もタペストリーの脇から見えるようになり、裏側で展示を行っている自転車の一部が展示室入口側からも見える状態となり、展示台裏側の展示にも意識が及ぶ構造とすることができた。

⑧映像展示の取り組み

新しい展示室には、すでに紹介したプロジェクターによる映像の照射に加え、展示室の入口外側と展示室の奥にモニターが設置され、映像を写すことが可能となった(写真8)。これまで資料室においては映像展示を行う装置は設けられておらず、もっぱら実物資料や写真、そして解説文による展示を行ってきたのだが、それらに加え、関連映像の放映や市内文化財等の紹介が可能となったほか、入口側のモニターでは展示内容の紹介や事業の紹介映像を流すことができるようになった。



写真8 展示室奥モニター

プロジェクターによる映像は、「写真でたどる 福生市の自然と人々の暮らし」を自前で作成し上映している(写真3参照)。この映像は、福生で見られる四季折々のイベントや、かつて市内で見られた福生ならではの風景、歴史を伝える文化財、市内を歩きかう人々など、福生で営まれてきた人々の暮らしの様子を写した写真によるスライドショーで、画面を4分割し、市内の四季の様子やイベントなどを写した写真が2つずつ入れ替わっていく形で構成した。市民にとって市内を写した写真を展示した写真展は好評であるほか、懐かしい風景が映し出されていることから、話が弾みやすい題材であると考え、これらをもとに構成した。

展示室奥では、開館に合わせて制作したリニューアルオープン記念企画展示関連映像と同じく開館に合わせて広報に依頼して制作した、資料室で管理する国登録有形文化財(建造物)である旧ヤマジュウ田村家住宅の紹介映像を流している。さらに展示室入口モニターでは、利用案内、現在行われている企画展示、次回の小学生向けワークショップの案内、出張展示の案内等を行う映像を自前で制作し流している。展示室入口のモニターに映す映像については、企画展示や小学生向けワークショップが終わるごとに内容を更新していく予定であり、常に最新の情報を流せるようにしていく予定である。

⑨カウンター前における取り組み

カウンターの前にあたる展示室入ってすぐのプロジェクターによる映像の近くには、「福生思い出写真館」という写真パネル4枚程度のミニ写真コーナーを設置した。さらに、それらの写真と関連する内容の質問を掲示した「生活調査プロジェクト」として、シールを貼ってもらうタイプの簡易なアンケートを設置した。また、このアンケート内容を踏まえ、関連する思い出を記入してもらえるような「懐かしい思い出共有プロジェクト」も同時開催している(写真9)。



写真9 福生思い出写真館の様子

これらの「生活調査プロジェクト」「懐かしい思い出共有プロジェクト」は、前号ですでに紹介したように、リニューアル前から導入をしていた手法ではあるが⁽¹⁰⁾、来場者が展示を見るだけの立場から、シールを貼るということで展示に参加する環境を生み出すための手法として導入している。

これらの実施場所については、リニューアルにあたり、展示室に入って比較的すぐの場所に設置場所を変更し、取り上げる内容も隣接する写真と連動するものに変更した。なお、これらの写真と2つのプロジェクトの内容は四半期程度を目安に更新をしていき、展示に変化を与えるようにしていくことを予定している。

プロジェクトの隣には新たに触れる道具も設置した。今回設置した道具は、黒電話、炭火アイロン、ダブルCDラジカセの3つである(写真10)。前者2つは、小学3年生の昔の道具調べの際にも体験してもらっている道具であるが、ダブルCDラジカセについては、再現展示の時代設定とリンクさせてのものである。



写真10 触れる道具コーナーの様子

現在の小学生らには、すでにカセットテープはなじみの薄い道具である。音楽はスマートフォンで聞ける時代となっており、CDラジカセがない家庭も多いのではないだろうか。そのような事情に加え、触れる道具は、触った際に動きのあるものがよいと考えた。その点カセットテープの挿入部分については、電源が入ってなくても取り出しボタンを押せば開くので、触ってみた際に動きが生じる。

しかも、小学生の親世代にとっては懐かしい道具であり、再現展示同様、懐かしい思い出を語りたくなる道具になるのではないかとすることも選択の理由である。

⑩解説文やキャプション等での取り組み

展示のリニューアルにあたり、全体の統一感を出すため、解説文やキャプションについても1から新しくデザインを始めることとした。

資料室の展示は、以前より右から左に流れていく形式となっていることから、解説文については伝統的に縦書きとし、文章も右から左に流れるようになっていた。そこで、今回のリニューアルでも解説文は縦書きとし、歴史展示や再現展示においても、時代は右側に古い時代、左側に行くにしたがっ

て新しい時代になるよう構成した。

解説文は、展示ケース作成にあたって、A4サイズ用の紙がそのまま収納できるようにデザインしたことから、A4サイズを基本に設計した。フォントについては、中テーマにあたるタイトル部分はゴシック体として印象に残りやすいようにし、本文部分は読みやすさを重視し明朝を基本とすることとした。最終的には游ゴシックと游明朝でそろえ、フォントサイズなども全体を通して統一することとした。

また、解説文には市の公式キャラクターである「たっけー☆☆」を配置し、かわいらしいイメージを演出するとともに、右から左へと流れていくことを示すように、左側を向いた「たっけー☆☆」を左下に配置し、下部へは足跡のようにも見える波線を配置することとした(写真11)。

さらに、展示の分野別にテーマカラーを設定し、歴史展示は緑、再現展示は赤、産業展示はオレンジ、自然分野は青、触れる道具はピンクとして、「たっけー☆☆」の足跡部分や、タイトルの横へのイメージカラーの掲出を行うとともに、キャプションでも色分けを行うこととし、全体のイメージを整えるよう工夫した。

ほかにも、質問形式の展示資料に対する気づきを促すようなキャプションをいくつか設置した(写真12)。これは、展示を見ている人に、「資料のこういうところまで見てもらいたい!」とか「ちょっと視点を変えることでより細かなところにある発見をしてもらいたい!」といった意図を持って設置したもので、基本的には答えを示すのではなく、見ている人自身で発見してもらうことを意識し、質問はできるだけ素朴に、しかもそういわれて見ると意外な発見があると感じてもらえるように工夫をした。

このキャプションを作るにあたり、以前よりクイズのような問いかけを子ども向けに実施すると、意外に同伴している大人の方が真剣になって取り組むことがあり、そういった適切な投げかけを行えると、それは見ている人の気づきにつながるのではないかと考えており、他市での博物館での取り組みも参考に設置することとした。ただし、キャプションの表記は子ども向けのようにではあるものの、実は大人向けの質問もあらかじめ用意している。

具体的には写真11で紹介した「福生音頭は誰が歌っているか知っているかな?」というもので、この答えは展示ケース内にある福生音頭のレコードジャケットに書かれているのだが、「都はるみ」と「杉良太郎」である。この二人が歌っていることのすごさは、小学生にはまるで伝わらない。むしろ、ある一定以上の年齢の大人にとってはこの二人のすごさがわかるので、このキャプションを通してただ答えを探してほしいというよりも、キャプションを通して資料に注目してもらうことで、大人の方が反応できる質問となっている。そういう意味で、この質問は子ども向けを装った大人向けの質問な



写真11 新しくデザインした解説文

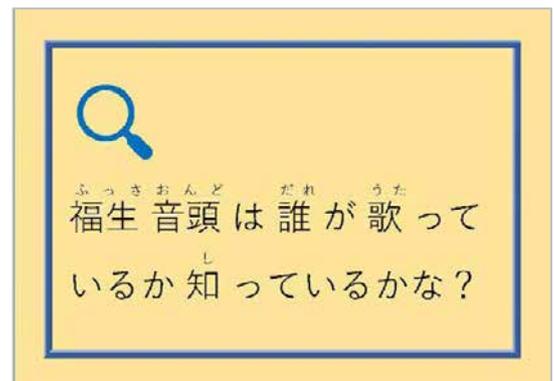


写真12 気づきを促すキャプション

のである。

福生音頭の件はその一例に過ぎないが、今後は現在設置している質問とは異なる質問も作成し、定期的に質問を入れ替えるといった取り組みも進めていきたいと考えている。

他にも、再現展示の解説を行う部分では、時代の雰囲気伝えるために、スタジオジブリが「常識の範囲でご自由にお使いください」としてホームページ上で提供している「スタジオジブリ作品静止画」⁽¹¹⁾の中から、再現している時代を反映している画像を利用した解説も設置することとした(写真13)。スタジオジブリ作品は、時代設定がしっかりしており、その時代の様子が作品の中に的確に表現されていることと、作品そのものが多くの人に知られているという利点があり、作品を通して作品で扱われている時代に対しての理解を深めやすいといった特徴がある。



写真13 ジブリ作品を用いた解説

例えばこれまでも、小学3年生の昔の道具調べにあたって電話の歴史を説明する時に「となりのトトロに出てくる電話はどんなだったか知っている？」と聞けば、映像を見せなくても子どもたちがみんな壁掛け式の電話をイメージできるといったことを体験的に知っていた。そこで、展示のリニューアルにあたっては、無料で使用できるようになっているスタジオジブリ作品の静止画を使わせてもらうことにしたのである。常識の範囲内で自由に使えるようにしていただけていることは、著作権の関係からも大変ありがたいことで、スタジオジブリの取り組みは、今後の博物館展示の可能性を広げるものであると強く感じている。

⑪注意事項に関する取り組み

展示室内における注意事項をどうするか検討も行い、これまでは特に掲示等を行っていなかったが、新たに掲示することとした(写真14)。大きな変更点としては、写真撮影の取り扱いを変更したことが挙げられる。

従来は、借用資料の関係などもあることから、展示ごとにその取り扱いが異なっていたため、明らかに撮影不可な場合にはその旨を掲示していたが、それ以外の展示については聞かれた場合には撮影しても良いと答えるような状態であった。

それを、リニューアルを機に、「写真は禁止マークがあるものを除き、個人利用に限り撮影ができます。ただし、フラッシュを使用するの撮影はご遠慮ください。」と明記し、展示室内3か所に掲示することとした。これにより、基本的には展示室内での撮影を認めることとした。



写真14 注意事項を記した掲示物

これは、撮影を希望する人が多く存在することや、他館での取り扱いにおいても撮影可の館が増えてきていること、さらにはSNS等での宣伝効果を期待してのものである。ただし、「個人利用」の範囲

について来館者から問われることがあり、「SNSへはアップしてもいいか」という質問を受けることになった。

筆者が想定していた個人利用ではない利用の範囲は、商業利用や刊行物への掲載等であったが、SNSへのアップについても個人利用の範囲外だと考える人がいることがわかり、SNS等での情報の拡散については可能である旨の掲示について、今後検討を進めていきたい。

⑫バックヤードの取り組み

展示室のリニューアルだけでなく、今回の工事ではバックヤードの整備も進められた。最大の変化は、収蔵庫が新たに増設されたことである。従来の図書館での空調は集中管理であったため、大型の空調設備を必要としていたが、今回個別空調を導入したことにより、この大型の空調設備が不要となり、新たな書庫が増設されることとなった。新たな書庫を設置することに伴い、従来あった書庫の一部を収蔵庫として提供してもらえることとなり、新たに24時間空調の収蔵庫が増設されることとなった。

また、事務室についても再整備が行われ、従来の事務スペース及び作業スペースの更新を行い、学芸業務を行うスペースについても空調やコンセント、水回りなどを新しくすることとなった。

さらに、企画展示関連講座を行う際に使用する研修室にもプロジェクターが設置されたことから、講座等でパワーポイントなどを用いる際に、自由に使うことができるようになり、博物館活動の幅が広がることとなった。

これからの活動と今後の展望

リニューアルオープンを迎え、多くの方に見学していただく中では、おおむね好評をいただいているように感じている。設置しているアンケートにも「(展示室が)明るく見やすくなった」といった意見や、「昭和平成の展示はよく集めたなと思うのと懐かしい思いとで長い時間足がとまります」といった感想が見られる。

一方で、展示ケースの奥にある壁面につけられたキャプションについて「壁のキャプションの字がみづらい」といった声が聞かれるほか、展示室奥にある映像を見るために、再現展示に触れないようにと設置した手すりに腰を掛けて映像に見入る人がいるなど、当初想定もしていなかった新たな課題も見つかりつつある。

オープンから間もないということで、これからまだまだいくつも展示上の課題は見つかるだろうし、長期的には新たな展示手法が開発されることも想定される。また、展示を行ったことで、関連する資料の収集が進むことも期待され、そういった資料を基に、展示内容の更新を図っていく必要も生じるのではないかと期待している。

とはいえ、数年に一度でも展示内容を更新するといった計画を具体的に立てているわけではないので、当面はリニューアルオープン時に設置した展示内容を基本とした形での展示が続くことになることは想像に難くない。

しかし、社会情勢の変化を踏まえた展示内容の更新をはじめ、何度も足を運びたくなる展示室を実現していくためには、展示内容を更新することについて常に意識を働かせておく必要があることは疑う余地がない。

展示内容については、今後來館者の声を聴きながら展示に必要な項目を洗い出していくことが求め

られるが、これまでの展示では触れてこなかった横田基地と福生の関係については、今回航空写真に大きく写されていることから、話のきっかけが生まれており、今後の展示においても、基地の町福生について語る必要が出てくることが想像される。こう言った様々な来館者の反応を見ながら、展示内容の更新を進めていく必要がある。

また、何度も足を運びたくなる展示室を実現するには、変化のある展示室づくりを意識していく必要がある。そもそもはその変化を与えるものとして企画展示があり、これについては年に6回行うことを予定している。それだけでなく、常設展示でもマンスリーピックアップコーナーに加え、再現展示では夏と冬とで涼をとる道具と暖を取る道具を入れ替えるほか、福生思い出写真館も四半期に一度は掲示内容の変更を予定している。常設展示での変化はマイナーチェンジであり、来館者がその変化に気づいてもらえるかもわからない内容であるが、より大きな変化も検討する必要がある。

と同時に、何度来ても懐かしい思い出を語りたくなる展示としていくことも、何度も足を運んでもらうためには必要だと考える。これは、展示に変化をつけることで何度も足を運びたくなるようにし、その都度違った思い出を語れるようにしていく方向と、思い出を呼び覚ますような回想法を意識した優れた質問を設置していくことで実現につなげたいと考えている。

また、新たに映像展示ができるようになったことも踏まえ、新たな映像コンテンツを定期的に作成していき、上映するだけでなく、ホームページでの発信を行うとともに、スマートフォンアプリを活用した展示情報の発信などの活動を通じて、市内外の来場者の期待に応えるとともに、福生の魅力を発信し続けることができるよう努めていきたい。

まとめにかえて

リニューアルオープンには展示のゴールではなく、次のステージに進むための最初のステップに過ぎない。将来的には図書館の併設施設ではなく、独立した博物館建設が行われることを期待したいが、ここではそう言った際にも参考となるよう、最初のステップを作り上げる際にどのようなことを意識し、今後どのような活動を行っていかうと考えていたのかを記録した。それは、今後担当が入れ替わることになった時に、展示をどう作り上げてきたのかを知る手掛かりとなることを期待してのことである。

と同時に、できあがった展示の良し悪しは当然に展示を見る者の判断に委ねつつも、今後何らかの形で展示内容を更新するという作業に携わることになるような人たちにとって、本稿が良くも悪くも何らかの参考になることを期待するものである。

末筆ながら、資料室のリニューアルオープンに至るまでの間にお世話になった様々な方にこの場を借りて感謝の意を表したい。

注

- (1) 展示に至る経緯については、青海伸一、「常設展示部分における展示内容のリニューアルについて」、東京都三多摩公立博物館協議会編、『東京都三多摩公立博物館協議会会報 ミュージアム多摩』37号、東京都三多摩公立博物館協議会、2016年、28頁。参照。
- (2) 膳椀倉は、現在の町会といった単位において、婚礼や葬式、法事など、大勢の人を招いて行う行事に使う、大人数分の食器や道具をしまっておく倉で、福生市内には現在でも南地区に1棟残されている（東京都指定有形民俗文化財「熊川の南稲荷講膳椀及び膳椀倉」）が、かつて市内にはい

- くつもの膳椀倉が見られ、そのうち内出地区にあった膳椀倉の実物大復元模型が展示されていた。
- (3) 令和元年の地図を利用しているのは、国土地理院が発行している航空写真の最新版が令和元年であったからである。
 - (4) 福生市の地形については、多摩川左岸の河岸段丘上に広がる地形であり、全体としては関東平野の一部を構成していることから、比較的平らの土地であるため、地形模型といっても高低差がものすごい生じるようなことはなく、そういったことを知ってもらうためには、航空写真と組み合わせることでその様子を理解してもらえと考えた。
 - (5) 特に福生市において戦後の話をする際、横田基地の問題を避けて通ることができないが、基地の問題は政治的な要素も含まれるため、できるだけ触れないようにしてきた経緯もある。
 - (6) 例えば、沖縄県にある南風原文化センターでは、筆者が訪問した令和2年1月31日の段階で、令和元年10月31日未明に発生した首里城焼失の話題が取り上げられていた。また、令和3年3月2日に訪問した尼崎市歴史博物館(令和2年10月10日に開館)では、令和2年に急速に感染拡大が起こった新型コロナウイルスによる緊急事態宣言の話題や臨時休館の掲示物を展示するなど、流行が収まらないうちから新型コロナウイルス感染症を展示で取り上げるといった状況が見られた。
 - (7) 筆者が見てきた中で一番新しい時代の再現展示を行っていたのは、公立博物館では北海道にある新ひだか町博物館で昭和40年代～昭和50年代を想定した再現展示が行われていた。また、企業博物館では味の素の文化センターにて昭和60年頃の食卓の様子を再現した展示が見られる。
 - (8) 前掲 注(1), 28頁.
 - (9) 産業展示コーナーに展示をしたこれらの酒樽は、市制施行50周年の記念式典(令和2年12月19日開催(当初は7月開催の予定であったが、新型コロナウイルスの感染拡大を受け延期))における鏡割りで使われたもので、歴史コーナーで述べたように、展示する道具の年代を現在に近いものにする意図も含め、資料として福生の歴史を語るうえでも意味のあるものである。
 - (10) リニューアルオープン直後は、特にシールを貼るタイプの「生活調査プロジェクト」への反応が大きく、来場者の1/3にもあたる方々がシールを貼ってくださっている状況が見て取れた。これらのシールの状況を見ていくと、来場者が世代に関係なくまんべんなく分布していることもわかる。
 - (11) <https://www.ghibli.jp/info/013772/>(令和6年3月17日閲覧)

福生市郷土資料室研究紀要投稿規程

(目的)

第1条 この規程は、福生市郷土資料室研究紀要（以下、「紀要」という。）の投稿に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(投稿資格)

第2条 紀要に投稿することができる者は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 文化財保護審議会委員
- (2) 福生市郷土資料室の運営にかかわる職員
- (3) 福生市郷土資料室に所属する会計年度任用職員
- (4) 過去に第1号から第3号までの職にあった者
- (5) その他生涯学習推進課長が適当と認めたもの

(審査)

第3条 原稿の掲載の可否は、福生市郷土資料室研究紀要査読規定（以下、「査読規定」という。）に基づいて、福生市郷土資料室研究紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）で査読の上決定し、著者に通知するものとする。

(投稿区分と枚数)

第4条 紀要の投稿区分と枚数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 論文 12000字以上20000字未満（原稿用紙30枚以上50枚未満）
- (2) 研究ノート 8000字以上12000字未満（原稿用紙20枚以上30枚未満）
- (3) 資料紹介 6000字程度（原稿用紙15枚程度）
- (4) 実践報告 6000字程度（同上）
- (5) その他 編集委員会の定めるところによる

2 前項の枚数には、本文、注、参考図書、図表を含めるものとする。

(投稿形式)

第5条 投稿の形式は、編集委員会が規定する電子文書によるものとし、電子メールの添付ファイルとして送付し、又は、電子媒体を送付する方法によるものとする。

2 前項の原稿を投稿するときは、様式1に示す投稿票を添付するものとする。

(締切)

第6条 投稿締切は、毎年12月末日とする。

(校正)

第7条 原稿受理以降の本文の修正は、原則として校正（明らかな誤字脱字を訂正すること）を除き、これを認めない。

2 前項に規定する校正には、福生市郷土資料室研究紀要執筆要領（以下、「執筆要領」という。）に基づいて形式を訂正することを含むものとする。

3 著者による校正は初校のみとし、再校以降は編集委員会において行うものとする。

(刊行方法)

第8条 紀要は原則として福生市郷土資料室ホームページにおいて電子形式で公開するものとする。ただし、必要に応じて電子媒体に記録し、贈呈することができるものとする。

(掲載誌の贈呈)

第9条 著者には著作が掲載された号の紀要を電子媒体に記録して贈呈する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、生涯学習推進課長が別に定める。

様式 1

福生市郷土資料室研究紀要編集委員会 宛

投稿票

福生市郷土資料室研究紀要に、次のとおり原稿を投稿いたします。

また、掲載原稿の著作権が福生市教育委員会に帰属することに同意します。

所属	
氏名	
投稿資格	(1) 文化財保護審議会委員 (2) 福生市郷土資料室の運営にかかわる職員 (3) 福生市郷土資料室に所属する会計年度任用職員 (4) 過去に第1号から第3号までの職にあった者 (5) その他生涯学習推進課長が適当と認めたもの
投稿区分	(1) 論文 (2) 研究ノート (3) 資料紹介 (4) 実践報告 (5) その他
文字数	
タイトル	
概要	

福生市郷土資料室研究紀要査読規程

(目的)

第1条 この規程は、福生市郷土資料室研究紀要（以下、「紀要」という。）に投稿された原稿の査読に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(査読)

第2条 福生市郷土資料室研究紀要編集委員会（以下、「編集委員」という。）は、紀要に投稿された論文、研究ノート、資料紹介及び実践報告（以下、「論文等」という。）について査読を行い、その結果を投稿者に通知するものとする。

2 編集委員会は、福生市郷土資料室研究紀要投稿規定第2条に規定するものから査読者を2名選任し、査読を依頼する。

3 査読は投稿者及び査読者相互に匿名でおこなうものとする。

(査読方法)

第3条 査読者は、査読対象の論文等に関し、様式1により評価をおこなう。

2 編集委員会は、査読者の評価に基づき、投稿者に必要な修正を求めることができる。

3 第1項の規定による評価で修正後に再査読を要するとされたものは、編集委員会において再査読をおこない、様式1において再評価をおこなう。

(判定)

第4条 編集委員会は、前条第1項及び第3項の評価に基づき掲載の可否を決定するものとする。

(委任)

第5条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、生涯学習推進課長が別に定める。

様式 1

査読評価表

所属	
氏名	
1 形式	全体構成の適切さ、原稿枚数の適切さ、投稿区分の妥当性について 評価： A B C D
2 表現	表題の適切さ、文章の表現力、文章の読みやすさについて 評価： A B C D
3 内容	素材及び資料の妥当性、提示方法、論理展開の明確さ、内容の正確さ、 完成度、結論の提示方法について 評価： A B C D
4 図表等	図表の必要性、図表の作成、説明の適切さについて 評価： A B C D 該当なし
5 文献	参照文献の妥当性、適切さについて 評価： A B C D 該当なし
評価	最終評価： (1) 掲載可 (2) 修正後再査読 (3) 掲載不可

福生市郷土資料室研究紀要編集委員会規程

(目的)

第1条 この規程は、福生市郷土資料室研究紀要編集委員会（以下、「編集委員会」という。）の設置に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 編集委員会は、次の各号に掲げる事項について、調査審議するものとする。

- (1) 福生市郷土資料室研究紀要に投稿された原稿の掲載の可否に関する事
- (2) その他福生市郷土資料室研究紀要の編集及び発行に必要な事項

(構成)

第3条 編集委員会の委員は、福生市郷土資料室の運営にかかわる職員で構成するものとし、委員長は生涯学習推進課長をもってあるものとする。

2 編集委員長及び編集委員（以下、「委員等」という。）が福生市郷土資料室研究紀要に投稿をおこなう場合は、当該委員等は自己の投稿に関する調査審議から除斥されるものとする。

(会議)

第4条 編集委員会の会議は委員長が招集するものとする。

2 編集委員会は、会議において編集委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第5条 編集委員会の庶務は、教育部生涯学習推進課文化財係において処理する。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、生涯学習推進課長が別に定める。

編集後記

福生市郷土資料室は令和4年度から建物改修工事に伴い休館し、令和6年1月24日にリニューアルオープンいたしました。この間、事務の遅れ等があり、本紀要についても発刊が予定より大幅に遅れることとなりました。関係する皆さんには深くお詫び申し上げます。

本号では、査読の結果、講演録1本、資料紹介1本、実践報告1本を掲載することとなりました。本誌が研究発表の場として有効に機能し、活発な議論につながるよう、次号に向けて事務局としても全力を尽くしてまいりますので、引き続きご協力をよろしくお願いいたします。(編集委員長代理 青海)

編集委員会

編集委員長	：生涯学習推進課長	菱山 栄三郎
編集委員長代理	：生涯学習推進課文化財係長	青海 伸一
編集委員	：生涯学習推進課文化財係主任	福田 典子

デザイン・割付	：郷土資料室職員	佐藤 志保
---------	----------	-------

福生市郷土資料室研究紀要

<第3号>

発行日 令和6年11月30日
編集者 福生市郷土資料室研究紀要編集委員会
発行者 福生市教育委員会
〒197-0003
東京都福生市大字熊川850番地1
TEL 042-530-1120
FAX 042-552-1722

ISSN 2435-8274